

第九十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十七号

昭和五十七年五月十三日(木曜日)

午前十時七分開議

出席委員

委員長 中山 利生君

理事 工藤 巖君

理事 宮下 創平君

理事 佐藤 敬治君

理事 大橋 敏雄君

理事 池田 淳君

理事 白井日出男君

理事 奥田 幹生君

理事 鴨田利太郎君

理事 北川 石松君

理事 田原 隆君

理事 地崎宇三郎君

理事 野上 徹君

理事 小川 省吾君

理事 細谷 治嘉君

理事 部谷 孝之君

理事 三谷 秀治君

理事 田島 衛君

出席國務大臣

自治大臣 世耕 政隆君

出席府政務委員

自治政務次官 谷 洋一君

自治省行政局公 務員部長 大嶋 孝君

委員外の出席者

總理府恩給局恩 給問題審議室長 鳥山 郁男君

臨時行政調査会 事務局主任調査 員 谷川 憲三君

大蔵省主計局共 済課長 野尻 栄典君

労働省労働基準 局補償課長 林 茂喜君
自治省行政局公 務員部福利課長 柳 克樹君
地方行政委員会 調査室長 岡田 純夫君

委員の異動
五月十三日

辞任

白井日出男君

江崎 真澄君

小澤 潔君

久野 忠治君

塩谷 一夫君

中村 弘海君

田島 衛君

同日

辞任

今枝 敬雄君

奥田 幹生君

鴨田利太郎君

木村 守男君

田原 隆君

野上 徹君

阿部 昭吾君

補欠選任

野上 徹君

今枝 敬雄君

奥田 幹生君

田原 隆君

木村 守男君

鴨田利太郎君

阿部 昭吾君

同日

補欠選任

江崎 真澄君

小澤 潔君

中村 弘海君

塩谷 一夫君

久野 忠治君

白井日出男君

田島 衛君

五月七日

地方自治体の財政改善に関する請願(渡辺貢君 紹介)(第二八九五号)

同月十日

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量 制限廃止等に関する請願(中野雅弘君紹介)(第 三〇五九号)

同月十一日

脊髄損傷者に対する地方行政改善に関する請願 (中井治君紹介)(第三二五六号)

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量 制限廃止等に関する請願(中井治君紹介)(第三 二五七号)

同月十三日

市街化区域内農地の宅地並み課税撤廃に関する 請願(渡辺貢君紹介)(第三五八三号)

留置施設法案反対に関する請願(岩佐恵美君紹 介)(第三八一七号)

同(三谷秀治君紹介)(第三八一八号)

は本委員会に付託された。

五月十日

警察留置施設の代用監獄恒久化反対等に関する 陳情書外一件(横浜市中区日本大通九横浜弁護 士会会長矢島惣平外一名)(第一四〇号)

地方行政財政改革の推進に関する陳情書外一件 (四国四県議会議長会代表香川県議會議 長大西末廣外四名)(第一四一号)

地方事務官制度の廃止に関する陳情書外六件 (山口県議會議長吉永茂外六名)(第一四二号)

市街化区域農地に対する宅地並み課税徴収猶予 に関する陳情書(大阪市東区馬場町三の三五大 阪府農業會議副会長山田卯三郎)(第一四三号)

農地の固定資産税据え置きに関する陳情書(佐 賀県東松浦郡呼子町議會議長川崎富男)(第一四 四号)

徳島県警察官の増員に関する陳情書(徳島県議 會議長沢本義夫)(第一四五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

昭和四十二年以後における地方公務員等共済 組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一

部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

○中山委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、昭和四十二年以後における地方公 務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法 律等の一部を改正する法律案を議題といたしま す。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。小川省吾君。

○小川(省)委員 恩給局においてをいただいてお りますので、まず恩給局からお尋ねをいたしてま いりたいと思っております。

まず、地方公務員年金も恩給にならって五月一 日から増額することになっております。当然四月 一日から増額をすべきものを、一カ月おくらせて 五月一日からとしたようでございます。な ぜ、一カ月おくらせたかということなのでござい ますけれども、臨調絡みであると言う者もありま す。しかし、臨調とて、弱者にしろ寄せをする などということをするはずはないと思うのでござ いいます。昨年の人事院勧告が五月実施になった わけでもありません。なぜ恩給局は、一カ月おくら せてもよいと考えたのか、恩給受給者は恵まれ ているとでも考えたのか、また大蔵省が、予算上 の見地から一カ月おくらせるべきだというような 指導があつたのかどうか、お答えをいただきたい と思ひます。

○鳥山説明員 お答え申し上げます。

恩給のベースアップは年度当初から行うべきで ある、行うのが妥当であるという考え方に立ちま して、昭和五十二年四月以来四月実施を行ってきた ところでございます。ところが、この恩給のベー スアップのよりどころとなつております公務員給

一、一年間だけ御協力をいただきたい、こういう趣旨で決めたものでございます。

○小川(省)委員 説明を承ったわけであります。まだ若干はつきりしない面もございいます。引き上げ額が二十二万八千八百円を限度として、仮定俸給七十七号俸以上の者について逡減調整をしたわけでございますが、二十二万八千八百円というのは国家公務員の行政職俸給表一等級の十五号俸であると思ひます。人事院勧告による引き上げ年額の一萬八千八百円掛ける十二の二十二万八千八百円ということなんでございましょうが、なぜこの額が基準になるのか、なぜこの額を基準としなければならぬのか。またなぜ三分の一を停止をするのか。もし停止をするならば、三分の一だつてみみつちいわけでありまして、十分の一でも十分の二でもよかつたのではないかとこのように思ひますが、いかがですか。

そしてまた、あなた方は恩給受給者や年金受給者といふゆる社会的弱者といふふうに見ておられるか、見ていないのか、その辺についても重ねてお伺いをいたしたいと思ひます。

○鳥山説明員 先生御指摘の二十二万八千八百円と申しますのは、恩給のベースアップにおきまして公務員給与の行政職(一)の俸給表を回帰分析という手法で分析いたしました。それで、一つの率とそれから定額という数値をいつも使つてそれを恩給の仮定俸給に当てはめる、こういう方法をとつておるわけでございます。今回行(一)俸給表の給与改善というのを分析いたしましたところ、四・五%プラス一萬二千八百円という数値が得られたわけでございます。これは、このような手法をとり始めました五十一年以来行つておりますこととてございしますが、やはりこの指標によつて引き上げた額が一定額をオーバーする場合にはその額で抑えるべきではなからうか、その額は一等級の最高号俸、いわば行(一)俸給表における最高改善額で抑えるべきではなからうか、その分だけ下の方の方に手厚く改善を及ぼしたいという趣旨で頭打ちをいたしておるものでございます。

先ほどの三分の一の停止と申しますのは、この基礎俸給の部分で停止するわけではございませんで、仮定俸給を使いまして算出した普通恩給の増加額、この三分の一をとめよう、こういう考え方でございます。

後段でおつしやいましたとおり、年金受給者が総体的に社会的な弱者であるという点につきましては、全くそのとおりだろつと思つております。しかしながら、年金受給者の中でも比較的恵まれた方々を今回御協力をいただこうということとてございまして、先ほども申しましたとおり年金額が二百萬から三百万という方々の増額を若干抑える、こういう趣旨でございますので、何とぞ御了承いただきたいと思います。

○小川(省)委員 年金受給者でも比較的恵まれた層といふような御発言がございました。この点については、後ほど意見があるもので若干申し上げたいといふふうにしてあります。

大蔵省なんですが、大蔵も恩給法に準じて年金の三分の一の停止を打ち出したわけですが、なぜこのような措置を講じなければならなかつたのか、お伺いをしたいと思ひます。

○野尻説明員 ただいま恩給局の方からお答えがございましたとおり、その三分の一の停止の根拠等につきましては、恩給の措置になつたものでございまして、恩給局の方のお答えとダブルのかと思ひますけれども、昭和五十六年度の国家公務員の給与改定に当たりまして、管理職手当の一、二種以上の手当を受けておられた方々につきましては、五十六年度中のペアが据え置かれたということがございました。これら現職者と年金受給者とのバランスがやはりどうしても必要だといふ観点でございます。

年金改定に伴う追加費用は、一部の整理資源といつたようなものを除きまして、全部後代の保険料負担というものにかぶさつてくるわけでございます。それは、保険料負担は現職者が行つてくる仕組みになつておりますために、現職者の方が給与の抑制をとられたという場合には、やはりそれ

と見合つた形での抑制措置が何らかの形で受給者に対しても行われてしかるべきではないのか、そういう観点でございます。そういうことで、三分の一の支給停止をお願いしているわけでございます。

○小川(省)委員 次に、自治省にお伺いをしたいと思ひます。恩給や国家公務員年金にならつて、やはり増額を五月実施としておるわけでありまして、五月一日にしなければならなかつた理由はなぜかということについて、お伺いをいたしたいと思ひます。

○大嶋政府委員 御案内のように、地方公務員の共済年金の額の改定につきましては、従来から恩給法の取り扱いに準じて措置をしてきたところでございまして、その改定の時期につきましても同様でございます。恩給の改定期期に合わせておるところでございます。

今回、地方公務員の共済年金の年額の改定の実施時期を五月ということにいたしましたのは、恩給法等の一部改正法におきまして、恩給年額の改定期が去年より一月繰り下げられて五月に実施されたということから、国家公務員の共済年金と同様に恩給との均衡を図つたということでございます。

なお、五十七年度におきます厚生年金なり国民年金等のスライドの実施時期につきましても、昨年に比べますと一月繰り下げて実施されるということになつておるといふ事情もあるわけでございます。

○小川(省)委員 年金会計の上で、四月一日実施にはたえられなかつたということではないと思ひますが、そのとおりでございますか。

○大嶋政府委員 地方公務員の年金財政の状況につきましては、国家公務員の共済組合のそれとおむね同程度の状況にあるところでございまして、一月繰り下げたということは、先ほど申し上げましたような理由によるものであるというふうにお伺いしたいと思ひます。

○小川(省)委員 恩給法があり国公年金があつて

も、地方公務員年金でこれと変わるような措置を講ずることではできないのか、それともできないのか、絶対にできないのかどうなのか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○大嶋政府委員 年金制度全体を通じます共通的な部分につきましては、先ほど申し上げましたように、従来から恩給あるいは国家公務員共済組合との横並びということを常に考慮してまいつておるところでございます。地方公務員共済組合の問題につきましては、これは地方公務員共済組合としての改正措置ということはあると思ひますけれども、全体を通ずるものにつきましては、いま独自の方法をとるといふことは非常に困難なところであらう、このように考えております。

○小川(省)委員 恩給局、最低保障額を引き上げたわけでありまして、大蔵結構なことだといふふうにしてあります。

しかし、ここで一言申し上げておきたいのは、このように最低保障額を引き上げる場合には、計算をして出たところの結果よりも一萬円くらいふやして予算要求をしていくべきだと思ひます。十回やれば十萬円は最低保障額が引き上がるわけでありまして、もし大蔵から指摘をされたら、素直に間違つていましたといふふうに謝つていけばいいのじゃないかと思ひます。最低保障額が引き上げられても、いまだ余りに低いものでありますから、そのようなことを考えるわけでありまして、何としても引き上げていくことが肝要だといふふうにしてあります。そのことによつて、大変低い層が救われるわけでありまして、よく承知をして、善意の過ちでもいいから、そういうことで予算要求をしていくような措置を講じていただきたいといふふうにしてあります。何か御意見はございますか。

○鳥山説明員 恩給制度本来の制度の中には、この最低保障という考え方はなかつたわけでございますが、やはり戦後いろいろベースアップを積み重ねてまいりましたが、比較的勤務年数が長いにもかかわらず、その恩給額が低額であるという

方々に何らかの措置をすべきではなからうかというところで、ちょうど公務員年金でありますところの共済年金におきまして最低保障制度をとっておられましたので、同じ公務員年金という意味合いにおきまして、その共済の最低保障額というものをにらみながら、むしろ私どもの最低保障額は設定してきたわけでございます。

ただ五十五年以來、その共済年金のさらに基本にございまして厚生年金制度におきまして、加給年金の考え方あるいはその額の設定の仕方が非常に変わりましたために、恩給制度におきましても厚生年金方式を恩給的にアレンジした形で最低保障額の設定方法というものを創設した経緯はございますが、基本的にはやはり社会保険である各制度あるいは同じ公務員年金である共済制度、こういうところと常に横並びで私どもの最低保障額も今後改善をしていきたい、このように考えておる次第でございます。

○小川(省)委員 次に、遺族年金の問題で若干お伺いをしたいと思ひます。これは自治省になるのですか、遺族年金ですか。

私どもは折に触れて、附帯決議やあるいは質疑を通じてながら遺族年金の引き上げを要求してきてたわけでございます。俗に二分の一と言われておりますが、その後折に触れた改善で完全な二分の一よりはかなり率の上では高まってきたものの、だるうと思ひますが、現行で遺族年金はパーセントで言えば大体どのくらいになっておるわけでございますか。

○柳説明員 遺族年金の最低保障の適用者の割合でございますけれども、公務外で二九・四％でございます。

○小川(省)委員 パーセントで言つてどのくらいですか。

○柳説明員 失礼いたしました。二九・四％でございます。公務外の遺族年金でございます。

○小川(省)委員 それは恐らく最低保障額の適用の関係だと思ひますが、遺族年金は五〇％ではない、恐らく六十％かになっておるのだと思ひ

ますが、そのとおりですか。

○柳説明員 恐れ入ります。ちよつと調べますので、時間をいただきたいと思ひます。

○小川(省)委員 今度は恩給局になるのだと思ひますが、年金の支給が一カ月おくれの五月になった本年など、恩給ですから公務扶助料になるのだらうと思ひますが、まさに公務扶助料、遺族年金などの支給率の引き上げの絶好のチャンスであつたと思ひます。一カ月おくれの五月にされる際には、大蔵との間にならぬ折衝があつたのだと思ひますが、そういう遺族年金の引き上げの要求も可能だつたと思ひます。何か奪われるときにこそ、遺族年金をふやしていく絶好のチャンスだと思ひます。今後は、そういうふうなことが仮にあつては困ると思ひますが、ある際などには、ぜひ遺族年金の引き上げを要求していただきたいと思ひますが、恩給局いかがでございますか。

○鳥山説明員 今回の実施時期の一月繰り下げ、これは先ほどお答えしたとおり、まことにやむを得ない措置として行つたわけでございます。ただ、そういう機会だから遺族年金の改善、こういう御指摘でございますが、遺族年金の改善というのは、これは別途必要に応じてその改善に努力はしてまいりたいと思つております。

○小川(省)委員 いや、私が言うのは、そういうように一カ月奪われたわけでしょう。大蔵から奪われたわけなんです。そういうときにこそ、では遺族年金を少し上げてもらいたいというふうな要求を強くやっていくのが当然だらうと思ひますが、そんなことはやらなかつた、全然話にも上らなかつたわけですか。

○鳥山説明員 その実施時期の問題とは別の問題といたしまして、五十七年度におきましても、先ほどちよつと先生から御指摘がございました戦没者の御遺族に対する処遇改善であるとか、あるいは傷痍軍人に対する処遇改善であるとかという点につきましても、特段の配慮をいたしたつもりで

ございます。

○小川(省)委員 やはり何かを奪われる際には、何かで取り返すというふうな気分でおられないと予算の折衝というのは困ると思ひます。そういう点を篤と御承知おきをいただきたいと思ひます。

次に、自治省に伺いたいと思ひますが、給料の最高限度額の引き上げが今回四十二万から四十四万になったようでありまして、結構なことだと思ひます。四十四万というのは、一等級の最高号給だと思ひます。これは指定職の給料ではないと思ひますが、最高限度額を引き上げたことは結構なだけけれども、いわゆる年金の上では指定職のことは何ら考慮に入られてはいないのか。一顧だに値しないというところで、指定職のことは全然考えていないで、一等級の最高号給で押さえてしまふということにしておるわけでございますか。

○大嶋政府委員 従来から一等級の最高号俸で押さえると思ひますが、計算の基礎の最高限度を設けてきたわけでございます。指定職を全く考慮してないのかというお話でございますが、そういう意味合いにおきまして、計算の基礎としてはそれ以上の給料をもらつておる指定職というのは、やはり一等級の最高号俸のところで押さえられるということになるわけでございます。

○小川(省)委員 あなたも指定職だと思ひますが、指定職も指定職でございまして、指定職のことも頭の中に入れておいていただきたいというふうに入っているのです。

それから、これまた自治省でございますが、審議会委員の選出について改正をしてくれようと思ひます。これも私も要求しておつたこととございまして、大要結構なことでございまして、一組合員を代表する者のうちから」と改められたようでありまして、「組合員を代表する者」ということであれば、必ずしも組合員であるとか否とを問われないことだと思ひますが、

ういう理解でよろしいわけですか。

○大嶋政府委員 御指摘のように審議会の委員のうち、組合員のうちから任命する委員に関する今回の改正でございますが、組合員の利益を代表する者であるというふうな認められます場合には、いまお話しのように組合員でありましようとするいは組合員以外の者でありましても、その人を審議会の委員として任命することができるといふこととしようと思ひます。

○小川(省)委員 大要結構なことだと思ひますが、

それから、地方議会議員の互助年金を増額改正するようで大要結構なことだと思ひます。私の知つておる地方議会議員の先輩でも、大要低額な年金をもらつておる者もおります。ぜひひとつ、今後は年金法の改正の時点では、議員年金もこれに伴つて引き上げられるような措置を講じてほしいと思ひます。お願いをいたしておきたいと思ひますが、何か御答弁ございませうか。

○大嶋政府委員 地方議会の議員であつた方々の年金につきましては、四十九年度以降毎年度年金額の改定を行つてきておるわけでございます。今回も、改定の対象者の範囲を五十五年五月三十一日以前の退職者にまで拡大いたしますとともに、改定の年金額の算定の基礎となります標準報酬額の引き上げによりまして、年金額を増額するといふ措置を講じておることでございまして。今後の地方議会の議員の議員共済会の年金額の改定につきましては、国会議員互助年金の措置といったようなものにつきましても参酌しながら慎重に検討してまいりたい、このように考えております。

なお、よけいなことかもしれませんが、国会議員の互助年金の改定が行われなかつたといひましても、地方議会の議員の年金につきましても、今回の地方議会の議員の年金の額の改定におきまして、原則として昭和三十七年十二月一日におきます報酬額にかかわります標準報酬月額に三・七を乗じて得た額を、改定年金額の算定の基

礎となる仮定標準報酬月額額の最高限度ということにしておるわけでございます。五十六年度末現在におきます国会議員互助年金の額の算定の基礎となつております歳費月額について見ますと、最低の額の場合でもこの昭和三十七年十二月一日におきます歳費月額に約四・三を乗じていただくということになつておるということでもございまして、地方議会議員の年金の実質価値の維持を図るということが必要であるということによつて判断をした次第でございます。

○小川(省)委員 都道府県や指定市は別なものでありますが、一般の市や町村議会議員の歳費はかつてかなり低かつたわけでございますから、そういう点で年金額の引き上げをいまの御答弁のように慎重に配慮していくということなのですが、配慮していただかぬとかなり低額の年金をもらつておる方々もおられるわけでありますから、ぜひひとつ配慮していただきたい、このことをお願いしておきたいと思ひます。

次に、大蔵省にお伺ひしたいと思ひますが、年金の支給であります。国家公務員なり地方公務員をやめて、地方公務員の場合は少ないわけですが、公社公団等の幹部になつた場合のことなんでしょう。

御承知のように公社公団の幹部というのは、国の指定職よりも上のような給料が支給されているのが実例でございます。一昨年から年金の上では一定額以上の場合には二分の一ですか三分の一ですか、停止をするような措置をとつたようでございますが、公社公団の給料はむしろ公務員より高いわけでありまして、そういう場合の措置なのでありますが、一定額以上の停止をするなどということではなくして、むしろ年金の支給を全額停止をしてしかるべきだと思ふに思ふわけでございます。

地方公務員の再就職の場合には、年金の支給とそこで支給される給料で現給を保障するというようなことを一般的にはとつておるわけであります。公社公団に天下りをした職員の場合には、一

定額の年金が支給停止を受けるだけで公社公団の高い給料をもらつておるわけでありますから、こういう一定額以上の場合の停止ということではなくして、むしろこんな臨調の折にこそ全額停止をして、公社公団等の高い給料をもらつておる者に對しては、その現職にある間は停止をしても差し支えないものだと思ふに思ひますが、大蔵省、いかがでございますか。

○野尻説明員 お答え申し上げます。

公社公団等に再就職された方々の中の年金受給者、この方々に対する年金の支給を停止したらいかがかという御意見は、私どもの方の審議会の中でもそういう御意見を述べられる方がおられますし、かねてからそういう御主張を伺つてるところでございます。ところでこの共済年金制度と申しますのは、恩給を引き継いでいるとは言いながら現在では公的年金の一部として位置づけられておりまして、当然のことながら公的年金としての保険料負担をしていくわけでございます。この保険料負担をするということによつて、その保険者から脱退した後の就業がどこであらうか、あるいはその所得が幾らであるかを問わず、一定の年齢に達したことによつて支払うというのが法律の仕組みの基本でございます。

そのすべての要件を満たしているにかかわらず、公社公団に行つた場合だけ年金を支払わないというような措置が果たしてできるのかということ、かなり慎重に検討したわけでございますけれども、やはり現行制度の上では、そういう措置をとることは非常に困難ではないかというふうに考へておる次第でございます。つまり、再就職した方々というのは必ずしも公庫公団ではなくて、いろいろな企業に再就職しているわけでございまして、そのうちの一部の公庫公団等の特殊法人の、しかもそのうちの幹部だけに限つてそういう措置をとることが果たしてできるかという、非常に困難という結論に達せざるを得なかつたわけでございまして、そのために先ほど先生からもお話しございました一般的な制度として、どこへ再就

職しようと一定の給与所得を持つている者については、すべてひとしく年金の支給を遠慮していただくという制度を導入したわけでございます。

したがいまして、いまのところ公的年金制度相互間の調整が今後どう図られていくかは別といたしまして、現行制度上において再就職先の一部の職員についてだけ年金をとめるということは非常にむづかしいのではないかと考えております。

○小川(省)委員 大変むづかしいというような御答弁でございますが、公社公団等では、公務員の指定職よりもむしろ高い給料をもらつておるわけですから、その現職におる間は、大変むづかしいけれども、停止するというような措置を検討していただきたいと思います。

それから、国会議員なんでもありますが、各省の次官や局長等を勤められた国会議員もかなりいるんだらうと思ひます。大体何名くらいおられますか。この人たちに對する年金というのは、全然停止をされないで全額支給をされておるのではないかとと思ひますが、そのとおりでございますか。

○野尻説明員 各省庁の本省の次官あるいは局長以上の経歴を有する方で現在国会議員として御活躍されている方々は、衆参両院合せて五十七名というふうに向つております。これは衆議院及び参議院の庶務部のお調べで伺つた数字でございます。

先ほどの公庫公団の場合と同じことになりましたけれども、共済組合を脱退してその後どういうお仕事につかれておるかを問わず、一定の年齢に達したら年金が払われるものでございまして、このことを申し上げましたけれども、この場合、国会議員として御活躍になつておられる方々についても全く同じでございます。国会議員になつておられるその間の支給の停止ができるかという、これまたなかなかむづかしい問題ではないかというふうに考へておる次第でございます。

○小川(省)委員 公社公団というのは、共済年金でも期間通算をされておるわけですね。公務員に

準ずる職だということに思つています。国会議員にしても、一方で互助年金制度も持つておるわけでありまして、現職に在る間は年金を停止するような措置をとつたらいかかと思ふのであります。このようないかなる措置が大変むづかしいものであるという御答弁であります。ぜひひとつ検討をしていただきたいと思います。それから、臨調で諸事方端節約を説いているときでもありますし、このような不合理について検討をされたようでありまして、実りがあるような検討をぜひお願いしたいと思つております。現職にある間は停止をしても差し支えないのではないかと、これが一般の世論だということに思つておりますので、重ねて検討をお願いしたいと思つております。

それから、自治省に伺ひたいと思ひます。今回、市町村共済では短期給付に係る財政調整事業を実施していくようでありまして、これを実施するということは昭和五十七年から特別交付税による交付は打ち切りということなんでしょう。

○大嶋政府委員 地方公務員共済組合の短期給付の制度につきまして、昭和五十年ごろ一部組合におきまして収支状況がきつて悪化をいたしました。急激に組合員の負担が非常に高くなるというやうなことになるために、組合員の負担を余り急激に変化させたくないということから、緊急措置として特別交付税をもちます補助金の導入というところを行つたわけでございます。

しかし、地方公共団体の財政状況あるいは健康保険組合それから国家公務員共済組合におきまして組合相互間における財政調整の実施状況といったやうな状況を勘案いたしました場合に、地方公務員共済組合だけが地方団体から補助金を導入するということとは適當ではないということでございます。各組合間の不均衡な現状を改善するため、各組合間の共同連帯、それから相互扶助の精神に基づきまして、市町村共済組合連合会が事業主体となりまして、市町村共済組合を対象に財政調

整が行われるというようにするわけでございませう。

この財政調整事業が具体化されました場合には、組合員の掛金はこれまでの補助金があったときと同様の掛金率とされますけれども、その負担が軽減されるということになるわけでございまして、昭和五十一年度から緊急措置として実施してまいりました御指摘のものは、五十七年度からなくなるといふように御理解いただきたいと思ひます。

○小川(省)委員 そうした場合、調整によって特交で措置をしてきたときと同じような効果が上げられていくというふうに御判断をしておるわけでございませう。

○大嶋政府委員 広い財政単位の中で調整を行うわけでございしますので、組合員の負担は従来と変わらないうことと、従来と同じような効果を期待しておりますし、またその効果が出るものといふふうに理解をいたしております。

○小川(省)委員 それから、市町村共済では現在でも高額医療に係る調整を実施しておるのだといふふうに思ひますが、その現況はどのようなようになっておりますか。

○大嶋政府委員 御指摘のように、市町村職員共済組合連合会におきまして、市町村職員共済組合の共同事業ということから、五十六年四月から高額医療給付費共同負担事業というものを実施しております。この事業は、共済組合の財政を圧迫するようである一定の額を超える高額医療給付を共済組合が行いました場合に、全共済組合があらかじめ拠出しております連合会の資金の中から、その一定額を超える部分に相当する費用の一部を、各組合の短期財源率の高低に応じて傾斜的に交付するということによりまして、比較的財政事情の悪い組合に対してより厚く交付をして負担の軽減を図るということを目的とした事業でございます。

この高額医療給付費共同負担事業の実施に必要な資金につきましては、各組合からの払込金、給

与総額の千分の一・二でございませうけれども、これを充てることにしております。

この事業の効果につきまして、五十六年度の実績によりまして、各共済組合が交付を受けた交付金、これを財源率換算で見ますと、たとえば財源率が千分の七十五未満のところは交付率五〇%でございませうが、平均で千分の〇・七六というのが交付されておりますし、最高の千分の九十四以上という財源率で交付率が七〇%でございませうが、この組合に対しては平均で千分の一・八六に相当するものが交付をされておるといふような状況でございませう。

いま申し上げましたように、財源率の高い組合、すなわち財政状況の悪い組合ということになるわけでございませうが、そういう組合ほどその効果が及んでおりました、この制度の目的もおおむね達成できておるものといふふうに考えておるところでございませう。

○小川(省)委員 市町村共済では、また医療費の通知運動を実施しているようでございませうが、この医療費の通知運動というのを実施して、乱診乱療を防ぐとか医療費の増高を防止するなどの意味でどのような効果が上がっているのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○柳説明員 医療費の通知運動の実施状況は、いま先生おっしゃいましたように、市町村の職員共済組合ではほとんどの組合で行っております。この医療費通知事業の効果、メリットを計数的に示すのは大変むずかしいございませうが、組合員にとりまして自分のかかった医療費がどれくらいかというのを知ることができるといふわけでございまして、健康意識を高める、それから、共済組合の短期給付事業に対する認識が高まるといふ面が見られます。また、医療機関に対する抑制効果もあるのではないかといいようなことで、いろいろなメリットが考えられるのではないかと考えております。

それから、恐縮でございませうが、先ほどの先生の遺族年金の最低保障額の関係の質問でございま

すが、先生おっしゃいますのとびつたりかどうかわかりませうけれども、退職年金の最低保障額と遺族年金の最低保障額、この割合で見ますと、大体八〇%程度に遺族年金の最低保障が位置づけられております。さらに、これに御承知のとおり、寡婦加算額を遺族年金の方に加算いたしますとさきに率が高まる、こういうことでございませう。

○小川(省)委員 これは通知をしてないわけでありませうが、恩給や年金で、退職年次の古い者ほどきわめて低額な恩給、年金を受給しておるわけでありませう。これは、いずれかの時点で正をすべきだと思っておりますけれども、調整をやるという考えはいまのところはないわけでございませうか。

○鳥山説明員 恩給という立場でお答えいたします。

恩給における退職年次別格差と申しますのは、従来からいろいろ議論があったことは事実でございませう。特に、二十三年の新給と実施に伴います新旧退職者間の格差は正につきましましては、戦後五回にわたってその格差の解消を図つてまいりまして、現在妥当なところに来ておるのじやないかと思ひます。また、長期間にわたつていろいろ原因で給与の、特に運用の改正に際しまして徐々に出てまいりました給与改善、つまり年次別格差につきましても、恩給的に処理し得るものにつきましましては改善の措置を講じてきたつもりでございませう。

ただ、どうしてもいけば給与の面における職務評価の根本的な違いというものが根底にあるわけでございまして、これはやはり恩給の裁定庁として手を下すわけにはまいらない分野があるといふことを御理解いただきたいと存じます。

○小川(省)委員 いま恩給で答えたが、年金の方は何かないのか。

○柳説明員 年金の場合、共済年金の場合にも先生御指摘のとおり、古い年金につきましては確かに年金の額において相対的に低いという問題がございませうが、これはただいま恩給局の方からも御

説明がございましたように、むしろどちらかと申しますと給与制度の運用というようにございませう。共済制度の方で救うということは非常にむずかしい問題でございませう。

○小川(省)委員 いや、何回か調整はやられて、低いものがある程度正をされてはきておるわけでありませうが、しかし、実際に退職年次の古い者ほどきわめて低額な恩給、年金をもらつておるわけでありませうから、どこかの時点でこれを正をしていただかぬと困るわけでありませうから、ぜひひとつ配慮をお願いをいたしたいと思つておるわけでありませう。

さらに、恩給の一年おくれをどうするかという問題等についてもお尋ねをいたしたいと思つたわけでありませうが、すでに四月実施が一月おくれの五月実施になつておるといふ状況では、一年おくれをどうするかという問題もさらに質問する元氣もなくなつてまいつたわけでありますが、このようないか月おくれという状態を一日も早く克服をして、四月実施という線打ち出すようにぜひひとつ要望をいたしておきたいと思つています。

社会的弱者と言われますが、恩給、年金の受給者にとつては、この一月おくれは非常に痛い問題として、政府が節約をし得るわずかな額とは違つて、個人個人の生活がかかつておるわけでございませうから、ぜひひとつその点を配慮に入れて、来年は四月実施という線をぜひ打ち出していただくように御配慮いただきたい。こういうことを強く要請をして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○中山委員長 松本幸男君。

○松本(幸)委員 議題となつております地方公務員共済組合法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、若干御質問を申し上げたいと存じます。

この共済組合法のことにつきましては非常に精通しておられますベテランの小川先生の後を受けての質問で、いささか残りますような質問になるかと思ひますが、まず基本的なことからお尋ねをしたいと思つておるわけでありませう。

第一点は、わが国の公的年金制度につきまして、全般的にいろいろの問題があるわけでありまして、その中における公務員の年金制度につきましても、多くの問題を抱えているわけでありまして、そのために、公務員の共済年金制度のあり方を抜本的に検討するというところで、たしか一昨年の六月でございまして、大蔵省に共済年金制度基本問題研究会というものが設けられたわけでありまして、この基本問題研究会、こゝでちょうど二カ年になるわけでありまして、おおむね二カ年くらいで答申を出すということで研究が始められてい

るというように聞いていたわけでありまして、そうなりますと、間もなく答申が行われる時期になつてくるわけでありまして、何かこの研究会の審議が密室の中で行われておりまして、審議の経過その他についてはほとんどわからない。こういう状況でございまして、間もなく答申が出されるという段階にきておりますので、この答申の内容あるいは骨子、方向、こういったことにつきましまして、現時点における状況について御説明をいただきたいと考えるわけでありまして、

それから、年金の問題に關しましては、第二臨調におきましても重要な問題点として取り上げられておりまして、すでに昨年の第一次答申におきましても、「緊急に取り組むべき改革案」の中でも提言が行われまして、一部はすでに昨年の行革一括法案の中で処理されたものもあるわけでありまして、これもまた、基本的な改革の方向というのは基本答申の中で行われることになろうと思ひますが、すでにこれらを検討している各部会の報告も行われつつある、こういう状況でありますので、第二臨調における共済年金の検討の状況、そして部会報告に盛られる内容、こういったことについて、これまた現時点でおわかりになつてい

ことがありましたらお伺ひしたい。前段は大蔵省の方にお尋ねして、後段につきましては第二臨調においでになつておりますか、おいでになつておりましたらお答えいただきたいと考えます。

○野尻説明員 答え申し上げます。

ただいま先生のお尋ねの共済年金制度基本問題研究会は、御指摘のとおり、一昨年の六月から共済年金が抱えている現在の諸問題をすべて洗いざらい、学識経験者等の御意見を伺ひながら検討していただきたいということで発足したわけでありまして、一昨年の六月に発足するに当たりまして、私どもの方は、おおむね二年をめどにして御意見の取りまとめをいただければありがたいと申し上げておりますために、その二年の期限がやがて参るといふことも先生がいま御指摘されたところでございまして、私どももいたしましては、当初の予定どおり、できれば六月ぐらゐにはその御意見の取りまとめをいただきたいということで、先生方にはお願いしているわけでありまして、

この研究会を発足させました理由と申しますか趣旨は、共済年金の長期的な今後のあり方がどうあるべきか、つまり給付水準あるいは支給要件といったものを抜本的に見直していく、その手がかりをつかみたいということが第一点でござい

ます。それからもう一つは、ほかの公的年金、つまり厚生年金とかあるいは国民年金とかいう他の公的年金とのバランスの問題、あるいはその制度間の各種調整の問題、これをどのように今後図つていったらいいのだろうかというのが二つ目の検討課題でござい

ます。それから三番目には、これはどちらかというところ緊急的な対策ということにならうかと思ひますが、国鉄共済が間もなく支払ひ不能の状態に陥るのではないかとこのことが予想されておりますので、その国鉄共済問題を含む共済年金全体の財政問題、これをどのように立て直していくべきか。この三つが大きな検討のテーマでござい

ます。一昨年の六月から現在まで二十四回の全体会議が開かれております。なお、ことしの一月からは二つの分科会を設けまして、一つは、当面の緊急対策である国鉄共済問題をどうするか、これを主要なテーマとして一つの分科会を設け、もう一つ

は、もつと長期的に、給付と負担に關する基本的な問題、これをどう長期的にバランスさせていくべきか。この二つの分科会を開きまして、これはそれぞれ三月までの間に六回ずつ開いており

ます。現在、分科会での意見の交換が終わつて、それを全体会議で、また全体で議論をしていただいているという段階でございまして、いまの状況を方

向でも何か示せないかというお話でございまして、ちやうど先生方の意見の取りまとめのための議論に入つてい

るところでございまして、いまの段階でその意見の内容を御紹介申し上げるとい

うのは、少し私どもとしてははばかりがあると思ひえております。もうあと一カ月半、二カ月ぐらゐの間には報告がまとめられる段階になると思ひま

すので、それまでもうちよつとお待ちいただければありがたいと思ひます。

○谷川説明員 臨時行政調査会におきましては、現在四つの部会で七月の基本答申に向けまして精力的な審議を進めております。

年金問題につきましては、第一部会、第二部会、それから第四部会、それぞれで検討いたして

おります。第一部会では、重要行政施策のあり方の検討の一環として、社会保障政策が取り上げられて

おります。この中で、将来を展望した年金制度のあり方について、年金財政の長期安定確保、ある

いは制度間の格差の是正、あるいは年金制度の一元化といった問題を中心に検討を進めて

おります。それから第二部会では、中央省庁の組織の問題などを分担してお

るわけでございまして、年金制度改革の推進にあわせて行政機構や体制の改革が必要である、

こういう認識に立ちまして、年金行政機構の一元化あるいは年金業務処理体制の一元化等の問題を

中心に、機構、体制のあり方について検討をいたして

おります。それから第四部会におきましては、三公社、特

殊法人等の合理化問題を分担しておりますが、国鉄の経営形態の見直しを含めた改革案の検討の一環といたしまして、

国鉄の年金問題について検討をいたして

○松本(幸)委員 前段の基本問題研究会のことにつ

きまして、自治省の方では、地方公務員共済に

ついてどういふ意見を持

っているか。当然意見の

聴取等も行われていると思

○大嶋政府委員 この基本問題研究会に対して、自治省はどういう意見を言っておるかということをごさいます。自治省といたしましては、直接この研究会に対して意見を言う立場にはございません。ただ、公務員の共済年金の将来のよりよきあるべき姿というものを十分中で検討していただければいいんじゃないか、このように考えておるところでございます。

○野尻説明員 この研究会は、先ほど申し上げましたような基本的な、年金制度にとつてはかなり根幹に触れる問題をすべて洗いざらい検討していただいているわけでございますが、いまおっしゃられましたような公的年金全体の再編成、統合一元化等も含めて検討している状況でございます。

○松本幸三委員 若干、具体的に申し上げますと、大別して公務員共済の場合に、国家公務員、地方公務員、それから三公社、団体等の職員といったぐあいに大きく分けられると思うのですけれども、三公社のうちで国鉄が成熟度達して、非常に財政が困難で、かねてからパンク寸前だということがしばしば言われてきているわけです。そのところだけ焦点を当てて国鉄だけで考えたのでは、やはり抜本的な問題の処理にはなっていないんじゃないかと思うわけで、少なくとも同じような公社というものの統合、続いては国家公務員とかあるいは地方公務員、さらに厚生年金、国民年金といったぐあいに、段階的に統合の方向を目指していかざるを得ないと思うのです。

当面さしたたつてのことは、同じ形態である公社についてまずは第一段階としての統合というような方向がとられなければ、国鉄だけを抜き出して財政問題を議論しても、それ自体では大変な給付制限をするか、もしくは大変に財源率を高くするか、簡単に言つて以上だと思ふのですけれども、それだけではなかなか解決をしていかないと思うのですが、その辺はどのように考えておられるのですか。

○野尻説明員 確かに先生おっしゃられましたとおりでございます。単に国鉄共済をどうこうする

というだけでは基本的な解決には何もならないというふうに認識しております。国鉄共済組合の場合は、現職の組合員の数が非常に減つてきて、しかもそれに比例して年金受給者の方が急激にふくらんできて、いわば成熟化がほかの保険集団に比べると比較にならないほど高い状況になっている。そういうことから、国鉄の財政危機が現実にあつてきているわけでございますけれども、共済年金各保険者を長期的に見てみますと、それぞれ昭和七十五年から八十年にかけてはいまの国鉄と同じような状況に全部なつてしまふのではないかと、こういう推定がされているわけでござい

ました。したがって、当面の国鉄共済組合に対する対応の問題と長期的に年金制度を公的年金として安定化させていく問題とは、つなぎ合わせた議論をしていかないと本当の対策にはならない、そういう観点から、研究会におきましてもいろいろ御議論いただいているところでございます。

○松本(幸三)委員 基本問題研究会の答申にいたしましても、間もなく二カ月程度たつて出されるというところであります。同じ時期には、第二臨調の方の基本答申等も行われるということのようでありまうから、これらの答申が出た時点で改めてまた議論をするといつたしまして、次の質問に移りたいと思ひます。

第二点といたしまして、地方公務員共済のことでありまうけれども、一口に地方公務員共済といひましても十六の単位組合に分かれていて、十六の単位組合がある、こういうことであります。この十六の単位組合における五十六年度—五十六年度はまだ決算が行われていないかもしれせんけれども、それぞれの単位組合における単年度の収支の状況、これは長期と短期に分けられると思ひますけれども、それらの状況がどのようになつておりますか、お伺いしたいと思います。

○柳説明員 まず長期経理の方でございますが、地方職員共済組合の場合に約一千億の黒字ということになつております。それから公立学校が三千

八百億、それから警察の場合が七百六十億ほど、それから東京都職員共済組合が五百六十億、それから指定都市職員共済組合、これは個々のをちよつと手元に持つておりませんが、全体といたしまして約七百億、それから市町村職員共済組合の連合会、これが二千七百億、それから都市職員共済組合の連合会、これが約五百億でございます。先生おっしゃいました十六単位全部合わせますと約一兆円の黒字といひます。収入が支出を上回つておるといふことでございます。

それから、次は短期経理でございますけれども、これは九十一の共済組合のうち健康保険組合で医療保険を行つております以外の組合は全部個々の単位でやっておりますので、全体の数字でお許しいただきたいのですが、五十五年度決算における収支の状況は、収入が五千七百八十九億、支出が五千二百二十八億で、当期の利益金が二百六十一億ということになつております。

○松本(幸三)委員 昨年もお尋ねしたわけでありますが、五十五年度単年度の収支の状況を見ますと、長期給付においては、それぞれの組合で、もちろん加入の人員の関係もあると思ひますから数字が異なるわけですが、いずれも黒字の状態にあるわけでありまう。ところが長期給付を受ける者が多くなつて、収支がとんとん、それ以降は赤字という時点をいつごろに想定されているのですか。

○柳説明員 まず短期経理の方は、医療保険については御承知のとおり毎年度その状況を見まして財源率を定めておるといふことでございまして、特に長期的な見通しをどうこうするといふような検討はいたしてありません。

年金関係の長期経理につきましては、ごく粗く全体の収入を見ますと、現在のまま財源率を据え置きますと、昭和六十九年ごろには単年度収支が赤字になるといふふうに見込んでおります。

○大嶋政府委員 御案内のように地方公務員についての退職年金制度、それから共済制度でございますけれども、これは三十七年の十二月一日に地方公務員共済組合法が施行されて、現在の統一的な共済組合制度に統合されたわけでございまして、それ以前の間でございますけれども、これは都道府県と市町村の区分、あるいは身分や職種の相違といったようなことによりまして、大変まちまちに分かれておつたわけでございます。

たとえば年金制度について見ますと、都道府県の吏員あるいは公立学校の職員等に対しては、恩給法やあるいは地方公共団体の退職料条例が適用されておつたわけでございます。ところで、都道府県の雇用人に対しては、国家公務員共済組合法の長期給付制度が適用されていたといふようなこともございます。また、町村の吏員に対しては、旧町村職員恩給組合法が適用されておりましたが、町村の雇用人に対しては旧市町村職員共済組合の長期給付制度が適用されておつた。

かつまた、一方、医療保険制度について見ますと、都道府県の吏員、都道府県の雇用人、それから公立学校の職員等に対しては、国家公務員共済組合法の短期給付制度が適用され、また、町村の吏員あるいは雇用人に対しては、旧市町村職員共済組合法の短期給付制度が適用される。こういったような形で、地方公共団体の種類あるいは職員の身分によりまして、いろいろな異なる制度が適用されておつたわけでございます。

こういった異なる年金制度あるいは医療保険制度を新しい地方公務員の共済制度に統合するといふことにいたしましたために、新制度への円滑な移行と申しますか、あるいは円滑な運営を期する

ということから、従来からの沿革それから既得権といったようなものを考慮いたしまして、できるだけ既存の共済組合の組織を変更しないこととされたわけでございまして、そこから現在のような共済組合に区分をされたものであるというふうな私ども理解をいたしております。

○松本(幸)委員 いま御説明のあったような前身といましようか、それぞれの沿革、由来に基づいてこのように区分された、こういうことでありますが、いまのお話ですと、必ずしも職能別的に区分されたようなものでもないという感じがするわけであります。しかし、具体的な法律を見ますと、教職員であるとか警察職員であるとかといったぐあいに分かれていくわけなんです、何となく職能別のような感じもするわけですから、そういう分け方をすると、消防というのはこれまた特異なあれで、いろいろ給付の面でも五十五歳の問題等もあって特殊な職能に属するものだと思うのです。これから申し上げることはいささか矛盾するのですが、これはなぜ警察職員のように別建てにならないのか、理由をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○大嶋政府委員 消防につきましては、もともと職能別な制度というのがなかったわけでございますが、全体の中に入っておったことだと私どもは考えております。

○松本(幸)委員 改めてつくれというものを申し上げるわけではありせんけれども、地方公務員の場合に、御承知のとおり同じ地方公務員の一般職であっても都道府県の職員、これはいわゆる地方職員共済組合ですか、こういったことで全国一本化されている。他方市町村の職員については、それぞれ都道府県ごとに組合が設立をされて、四十七ある。こういうことになっておりまして、当然のことながら、都道府県の職員については一つの組合でありますから財源率も一本化されている。市町村職員については四十七の都道府県ごとに組合が設けられておりますから、これまた当然のことながら財源率がそれぞれ異なる。こういう

ような状況に、これは短期給付の場合ですけれどもなっているわけですが、市町村の職員の共済組合については、いただいた資料を見ましても、最高が千分の百七、これは具体的には秋田県のようにすけれども、最低は千分の七十四、こういうことで財源率が非常にまちまちになっている。

こういうことでありまして、一般論的に考えて、財源率が高いところはその組合の財政事情が困難であるというようにことから、法定給付は別といたしまして、付加給付等についてはなかなか十分なことが行われない。逆に財源率の低いところは、その組合の財政事情が比較的豊かであるというように、付加給付等も行われる。財源率が低いのに給付は大きいといえますか、財源率が高いところはよい掛金も高く取られて、付加給付の関係ですけれども、給付は悪い。そういうことになると思いますので、市町村職員の共済組合を、現在都道府県ごとに設けられているものを一元化することができないのかどうかということなんでしょう。一部改正によって何か財政調整事業というのが行われまして、連合会がこの事業を実施する、財源率の大変高いところについては財政調整をやっていく、こういうようなことが行われるようでありまして、これはある意味ではそのことの不合理を認めるから、こういうふうな財源調整事業というものが行われることになったと思うのです。

したがって、これを抜本的に解決するには、こういう財源調整事業というようにすることではなくて、都道府県のそれのように一本化してしまえば一遍に問題は解決する、こういうことにもなると思うわけでありまして、公務員共済の中からは市町村職員の組合が人員も非常に多い、膨大な人員であるというように、運営等に支障があるというところで統合ができないのか、管理運営が非常にむずかしくなるということが理由なのか。簡単に考えまして、大きく変わった方が合理化

と言うと語弊があるかもしれませんが、いわゆる経費効率等もよくなくなっていくのではなか、こういう感じがするわけですが、なぜ統合ができないのか、統合した場合の利害得失といったようなものはどういふものが考えられるのか、それらのことについてお伺いしたいと思います。

○大嶋政府委員 まず、付加給付の方からお答えを申し上げます。

付加給付といえますのは、本来任意の給付として設けられておる制度でございます。それぞれ組合がその財政上の事情を考慮しながら実施するということにされておるわけでございます。したがって、それは組合員の負担との見合いでその範囲なり内容が決定されるということから、共済組合の財政上の理由によりまして家族療養費付加金といったようなものに差が出るということはある程度やむを得ない問題でございます。

医療保険財政の適正な単位がどの程度であるかということにつきましては、これはいろいろと考へ方もあるかと思ひますけれども、現在各市町村職員共済組合におきまして、それぞれ地域の実情に応じて経営努力を払っておるところでございます。また、医療給付の適正化に努力をしておるわけでございます。これを直ちに一元化することはいろいろな問題がありまして、各組合の間あるいは各組合員のコンセンサスを得るということとはなかなか困難な状況でございます。現在の組合それぞれ事情もあるわけでございます。

そこで現在の現行制度におきましては、特定の地域に生じます自然災害といったようなものに係る給付につきましては、その危険を分散するため連合会に災害給付経理を設けまして、全国四十七の市町村職員共済組合を一つの組合であるのと同様に機能できるように制度化しておるわけでございます。さらに、最近におきます医療費高額化の状況にかんがみまして、昭和五十六年四月から連合会が高額医療給付費共同負担事業というものを自主的に実施をしておるところでございます。

す。さらにまた、組合の規模も小さいし、組合員の負担の格差も大きいといったような市町村職員共済組合につきましては、短期給付の財政調整を緊急に行う必要があるということから、先ほどお話しございましたように、当分の間、連合会におきまして組合間の財政調整が行えるような必要の法律改正案をこの国会に提案をしております。いま御審議をいただいておりますのでございます。

この制度が実施されました場合には、すでにいま申し上げましたように行っております災害給付積立金制度あるいは高額医療費給付費共同負担事業というものと相まみまして、実質的には相当の財政調整が行われるということになりまして、各組合間の格差の解消が図られるということになるものと考えております。基本的に申し上げますと、それはこういった共済の財政単位というものは、大きければそれだけお互いに助け合うというようなことにはなるわけでございます。単位が大きければそれだけいいんだということも言えると思ひますが、現在の各共済組合を直ちに統合一元化ということは、これは先ほど申し上げましたようにそれぞれ事情もありまして、直ちに合意を得るということとはなかなか困難であろう、このように考えております。

○松本(幸)委員 先ほどの論議を敷衍いたしますと、基本的にはもっと大きな方向で各年金間の不均衡を是正する方向というものがまで考えられていくという中で、同じ市町村職員共済という最もやりやすいものがいまのような御説明で、それぞれ組合の事情があるからとて統合が不可能だということになりますと、いわんや公社の問題であるとか他の共済との一元化とか各年金間の不均衡は正だとかいうような方向にはとても気が遠くなるような話で、まさに百年河清を待つようなことになってしまふんじゃないか。

だからせめて、最もやりやすい市町村職員の共済組合の一元化が、これは財政調整事業を始めるというところは資料にも載っておりますように、財源率の不均衡は正というのが大きな目的に

もなっているわけですから、それは不合理である
と考えるから財政調整事業をやるということだ
と思うので、そういう中でワンステップとしてこ
れは財政調整事業を始めて、先行き統合の方向へ
持っていくんだというような視点がなければ、他
の年金との統合であるとかそういうようなこと
はとうてい不可能になると思うのですけれども、
現状では全くそういうふうな考え方はないのかど
うかということについて、重ねてお尋ねをしたい
と思います。

○大嶋政府委員 地方公務員の共済グループに属
しております各共済組合が、将来いまのままそれ
ぞれ分かれておいていいのかという問題は、確か
に御指摘のとおり大きな問題としてあると思っ
ております。たとえば、地方職員共済組合あるいは
市町村職員共済組合あるいは都市職員共済組合、
こういうものの、あるいは公立学校、警察も広い
意味においては含むわけでございますけれども、
これらの将来のあるべき姿というのは真剣に考え
なければならぬ、しかも緊急の問題であると思
っております。それが直ちに統合するのか統合し
ないのかといった問題はありますが、全体として
うまく調整が図られるような組織なり制度なりと
いうものを考えてみたいということで現在考
えておりますし、また、それを各共済組合の方にも
それぞれ考えてもらうというところで現在検討
中であるということで御理解をいただきたいと思
います。

○松本(幸)委員 何回も繰り返して申し上げるよ
うですけれども、都道府県の職員と市町村の職員
とが分かれている、市町村は四十七に分かれてい
る。こういうようなことではなくて、地方公務員
共済組合法というのが一つになっているのですか
ら、せめて一般職は都道府県の職員であられる
は市町村の職員であられる、これは膨大な組織にな
るかもしれないけれども、まずはこれを統合し
て、それから次の段階へ進んでいくという姿勢と
いうか構えというか、それがなければ年金の一元
化とか統合だとかいうようなことは、ただお題目

として言っているだけであつてとても実現するよ
うな方向にはいかないと思うので、これらのこと
につきましても当然それぞれの組合の意見、主張
というものもあるとは思いますが、財源
率がこのようにまちまちであるということにつ
いても、都道府県職員あるいは市町村職員いずれも
同じ地方公務員でありますから、それらを統合す
るために財源調整というのは一つの手段ではあ
りますけれども、これをワンステップとしてさら
にその先統合への方向というものをぜひ御検討い
ただきたいと思うように思っております。

次に移りたいと思いますが、定年制と退職年金
との関係につきましても伺いをしたいと思われ
ます。
御承知のように、国家公務員につきましてもあ
るいはまた地方公務員につきましても昭和六十
年から定年制が実施される、こういうことになっ
ているわけですが、昭和六十年ということにな
りますからまだ若干時間もありますので、国家公務
員の場合には人事委員会の規則で細かい問題が決
められる、地方公務員の場合には恐らくこの人事
委員会規則を基本にして基準にして条例準則が
つくられて地方団体を指導するというようなこと
になつて、地方団体が条例をそれぞれつくつてい
くという方向だとは思いますが、定年制がしかれた
場合、定年退職時に年金受給資格が発生しない
で定年制という強制退職手段によって退職をさせ
られるということになると思うのですけれども、
その人たちに對して何らかの救済の措置というも
のは考えられないのかどうかということでありま
す。

現行法では、年金受給資格の発生しない二十年
未満で退職した者については、いわゆる脱退一時
金という制度があるわけです。これは定年制が施
行される以前の現行法のもとでは二十年未満の退
職というのは、自発的というか任意というかみず
からの意思によって退職をされるということ、
そういう意味では二十年に達しないのだから脱
退一時金ということで済まされると思うのですけ

れども、定年制という強制退職の方法をとる以上
は、これは二十年に達しない者を脱退一時金とい
うことで済ましてしまふというのはいささか酷で
はないかという感じがするわけですが、それら
も、それらを救済する措置というようなことにつ
いてはいま考えられているかどうか、お尋ねをし
たいと思つております。

○大嶋政府委員 定年制が実施されました場合
に、地方公務員の年金制度におきまして年金受給
権を有しないということになる人がどの程度ある
か、これはいまのところ正確に把握することは困
難でございますが、定年制によりまして退職した
人が退職年金の受給資格がないという場合にあり
ましても、そういう人の大部分は通算退職年金
制度による年金の受給権を有するということにも
考えられるわけでございます。そこで、公的年金
の受給権を何にも有しない人の数、これは大変限
られてくるだろうと思つております。

そこで、定年制施行の際に、在職しております
職員が定年で退職するといった場合におきまし
て、退職年金あるいは通算退職年金の受給資格を
有しないといった場合の取り扱いにつきまして
は、これは国家公務員の場合と共通の問題でも
ございまして、厚生年金等の民間におきまして
範囲内で過渡的な共済法上の措置によって対処
しなければならぬということを考へておきまして、
今後関係省庁と協議しながら検討してまいりた
い、このように考へておるところでございます。

○松本(幸)委員 定年制にはいわゆる勤務延長で
あるとか再任用であるとか、形は違いますが、
勤務が継続することでもできる道が開かれてい
るわけですが、年金の受給資格が生じないための勤
務延長であるとか再任用というようなことは、少
なくとも法律のたてまえからはあり得ないわけ
でしょう。その点はどうですか。

○大嶋政府委員 勤務延長、再任用は、それぞれ
必要な場合において行われるわけでございま
して、ただ年金資格がないからということでそのよ

うなことが行われることはあり得ないというふう
に考へております。

○松本(幸)委員 先ほどのお答えでは、何らかの
措置を考へるべきだというふうなお話のようで
すけれども、通算年金をもらえるような形になれば
これは問題ないと思うのです。他の公的年金をも
らえない場合に、みずから民間で言う事業主負担
と本人負担分の掛金をして、それを延長させるよ
うな措置というものは考へられていないんでし
ょうか。まだその段階まで行っていないわけだ
か。

○大嶋政府委員 先ほど申し上げましたよう
に、国家公務員との兼ね合いというものもござ
いますし、現在どういう形で年金資格を得ない人
たちを救済するのかということにつきまして検討中
でございますが、まだそこまで、具体的にどうす
るということまではまだまいっていません。

○松本(幸)委員 単に定年による退職時に年金受
給資格が生じないという取得できないといつても、そ
れが十年のものもあるし十八年のものもあるし十
九年のものもある、あるいは何カ月であるというやうな
ものもいろいろ出てくると思うのです。当然そこ
には、ある一定の線を引かなくちゃならないもの
も出てくるかとも思いますけれども、いずれにし
ても、相当長期間にわたつて勤務をしてわずかの
期間で受給資格が生じないというやうなものにつ
いては、何らかの救済の措置をぜひ考へていただ
きたいというように要望しておきたいと思いま
す。

それから同じように定年制に関連しまして、い
ま申し上げたように、勤務延長と再任用の取り扱
いがあるわけですが、勤務延長の場合、これは
当然給与、地位といったやうなものはそのま
ま継続しますから問題ないわけですが、再任用
の場合にはそこで一たん退職のやうな形をと
つて再任用ということになりますと、当然給付
の基準になります給付そのものも変動が生ずる
というやうなことになると思うのです。そういう

再任用の場合は、一応勤続期間は他の年金とも通算できるくらいですから、当然通算されたいと思ひますけれども、支給される年金額についてはどんなぐあいになるのか、ちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○大嶋政府委員 御指摘のように、勤務延長の場合には問題ないと思ひますので答弁いたしません、再任用の場合です。

再任用された人につきましては、一度定年によつて退職をした、その後退職の翌日に再任用された場合、このときが一番問題だらうと思ひます。そういう場合には退職年金が、定年退職によりまして計算した額よりも少額となるという場合が生じ得るわけでございます。これを避けますために、定年退職日の翌々日以後に再任用することとした場合には、定年退職によりまして発生をいたしました退職年金について再任用期間中は支給を停止されまして、再退職後に再任用期間を含めた退職年金が支給されることになるわけでございます。

この場合に、年金額の改定を行うことになりまして、再任用後の給料が定年退職前の給料を下回つたときの改定額は、当初の額より少なくなるというケースが生ずるわけでございます。そのような場合には当初の年金額を保障するということが同時に、後の再任用期間中の掛金が掛け捨てにならないようにするために、その最初の額に再任用期間一年について再退職時の給料年額の百分の一・五を加算する措置が設けられておるわけでございます。したがって、再任用されたということによつて共済年金の取り扱いにおいて不利になるということはないというふうに御理解いただいて結構だと思ひます。

○松本(幸)委員 それから通算年金でございますが、現行は、通算年金の支給を受ける場合にはそれだけの団体から、厚生年金であれば厚生年金の關係、共済の關係とそれぞれから支給をされることになつてゐるようでありまして、これは何か一元化するようなことは考えられていないの

でしょうか。本人に特別の不利益があるということではないわけですが、何か繁雜なような感じがいたしますので、一元化して支給をするというようなことについて考えられていないのかどうかということですが。

○大嶋政府委員 通算年金業務の一元的な処理の問題でございますが、これは現在総務府の内閣総理大臣官房審議室がございまして、ここを中心として、その業務処理体制小委員会というところで検討中でございます。また、臨調におきましても検討がされておるといふようにも聞いておるところでございます。そういった検討結果を参考にしながら、今後受給者なりあるいは被保険者の利便の向上を図る努力をしなければならぬと思つております。

【委員長退席、工藤委員長代理着席】
なお通算退職年金は、各年金保険者から個々に通算年金の受給者に対して支給をされるわけでございますけれども、年金受給者が受領口座を一つにしておきますと、ほぼ同時期に各保険者からの年金の支給が行われるということ、いまお話にもありましたように、年金受給者にとりまして格別の不便はないだらうというふうに考えておりますが、当初申し上げましたように、現在いろいろ検討中であるということでございますので、それを参考にしながらよりよい方向というものを探つていきたい、このように考えます。

○松本(幸)委員 そろそろ時間が来たようでありまして、先ほど年金額引き上げ実施の時期、これが従来四月一日であつたものが今回の改正で五月一日になるという問題につきましては、小川委員から質問がありまして、それに対するお答えもあつたわけでありまして、恩給局のお答えについてもあるいは自治省のお答えについても、とても納得できる、理解できるというふうなものではありませぬので、この点についても御質問申し上げます。たいてい思つたのですけれども、先ほど小川委員の方から御質問がありましたので省略したいと思

います。

一つだけ、一年おくれもかねてから大きな問題になつてきたわけですが、さらにそれに加えて一カ月今年からおくらせるといふことについては、公務員の給与に連動している形で、物価その他の事情であるとか国民の生活水準であるとかいうようなことで、改定をしなければならぬ理由が幾つかありますけれども、基本的には公務員の給与の改定が基本になつてゐると思ふのです。それが四月一日に行われるのに年金については五月というのは、どうして納得ができないわけですか。

そのこと自体が財政上の理由ということであるならば、これはやはりそうなるは大変なんですけれども、少なくとも国家公務員の給与改定の時期とは一致させるべきだ、公務員の給与改定の時期が変動すればこれは別ですけれども、そのように考えるわけですか。何か一カ月おくれというのは、何も悪いことをしないのに懲戒的に一カ月だけ減給処分を食つたようなもので、何も言わない年金受給者、何も言わないというところまで、何か懲戒的な感じがしますので、これは何としても、本年はやむを得ないかもしれませんが、せむ小川委員の意見と同じように改めていただくようお願いしたいと思います。

それから、これは一つだけつけ足しの御質問なんです、今回の改正でいわゆる運営審議会の委員が、いままでは組合員のうちから自治大臣が任命する、こういうことになつておりましたのを、「組合員を代表する者のうちから」というように改められるわけですが、組合員を代表する者の認定ですね、これはどういう方法で認定をするのか、あるいは推薦というものは、職員の組合から推薦を受けた者というふうなものになるのか、具體的なやり方につきましてはひとつ御説明をいたしたいと思ひます。

○大嶋政府委員 最初の年金の改定時期につきましては、正直申し上げますと私も、できるなら四月から改定をして差し上げたいというふうに考えるわけですが、ただ、恩給なり他の公的

な年金制度との均衡というものがございましてできない、困難であるということでございます。

それからいま御指摘の、組合員を代表する者をどのようにして選ぶかということでございますが、それほどむづかしいことではなくて、一応それなりに代表する者という人が選ばれてくるものだと思つております。具体的には、それは推薦ということも考えられるわけでございます。

○松本(幸)委員 余り釈然といたしませんけれども、任命する側が認定するのか、推薦によつてその中から選ぶのか、その辺のところだけははっきりしませんと、どうもお答えにならないんじやないかと思ふのですけれども、いかがですか。

○大嶋政府委員 これは御案内のように、任命する側が勝手に何それがいいというふうなことは従来からの慣行としてございまして、当然それらのしかるべきところから推薦をいただいて、それをうちのの方で余り拒否するということはかつてございせんといふことで御理解いただきたいと思います。

○松本(幸)委員 大分閑散としてまいりましたけれども、以上で終わります。

○工藤委員長代理 次に、佐藤敬治君。

○佐藤(敬)委員 短期給付についてちよつとお伺ひしたいのですが、今度、昭和五十一年度以降の緊急措置として市町村が交付金を出しておつたのですが、市町村の財政事情が非常に厳しくなつたのでそれをやめて、市町村共済の連合会が掛金率の不均衡を調整する財政調整事業をできるようにする、こういうので改正をしておるようです。

そこでちよつとお伺ひしたいのですが、これらの事業に要する費用は、各市町村職員共済組合から連合会に預託された短期給付に係る業務上の余裕金の一部の運用収入によつて充てる、こういうふうになつておるようですが、どうですか。

○柳説明員 御説明申し上げます。

法律の附則に第十四条の三を入れることにいたしておりますが、これはただいま先生御指摘のありました運用収入の場合と、あるいは現在健康保

除組合連合会で行っておりますような拠出金を出すという両方の場合を一応想定いたしまして、そのいづれかを連合会の方で選択をして実施する、こういうふうなことを考えております。

○佐藤(敬)委員 そうすると拠出金と余裕金の運用と、今度はどちらを使うのですか。

○柳説明員 その点につきましては、現在市町村職員共済組合連合会の方でいろいろと議論をさせていただいておる段階でございます。いまのところまだどちらというふうには決まっていないうわけでございます。これは預託金の運用収入の場合には一つのファンドがございまして、そのファンドからの運用利益をもって毎年この事業を行うということになりますし、それから拠出金の場合には、毎年度毎年度ごとの拠出金でもってこの事業を行うというふうなそれぞれの特徴がございまして、その辺のところを現在検討しておる段階でございます。

○佐藤(敬)委員 たとえば業務上の余裕金というのは、ファンドはいま幾らあるのですか。

○柳説明員 現在各市町村職員共済組合にありまして、支払準備金と不足金補てん積立金それから剰余金を合計いたしますと、約四百億でございます。

○佐藤(敬)委員 ちょっといま、僕は一つになっているかと思つたら、いろいろ内容が分かれていたのですが、それをもう一遍教えてください。支払い準備金とあと何ですか。

○柳説明員 市町村職員共済組合の支払い準備金が二百七十五億でございます。それから不足金補てん積立金が約九十三億、それから剰余金が五十二億という状況でございます。昭和五十五年度の状況でございます。

○佐藤(敬)委員 これを皆合わせると何ぼですか。

○柳説明員 どうも失礼いたしました。先ほど約四百億と申し上げましたが、四百二十億でございます。

○佐藤(敬)委員 支払い準備金あるいは不足補てん積立金、こういうのは、運用するというのは、

どこかへ貸してその利息でもって調整するということになりますか。

○柳説明員 現在これらの金額につきましては、各共済組合でそれぞれ短期的な運用をいたしておるような状況でございます。実際といたしまして、この金額の全部を連合会へいたしたこととはございせん、このうちの必要額、まあ四分の一とか二分の一とかいうことになると思ひますけれども、その金額について預託をされたそのファンドを今度は長期的に運用をすれば、恐らく七割以上の運用利益が出てくるだろう、こういうことでそのお金を事業の財源に充てよう、こういうことでございます。

○佐藤(敬)委員 そうすると、いままでもファンドであるわけですね。運用しているわけですね。そうすると、今度はそれが取り上げられて、こつちの調整資金として使われるということになりますね。いままで使っておるのは、ファンドの運用収入というのはいままで何に使っているのですか。

○柳説明員 各共済組合ごとに、先ほど申し上げましたように、短期的な運用をいたしております。金額は、各共済組合ごとに見ますと非常に少のうございまして、それで大体三割ないし四割程度の運用利回りになっております。実績といたしまして、それをまとめた金にいたしますれば、先ほど申し上げましたように、かなり高い利回りであるだろう、こういうことでその事業の財源に充てられるのではないかと、こういうことでございます。

○佐藤(敬)委員 市町村がこの交付金をやめて、そして今度はこの運用の余裕金でもってこれを調整するというのは、いままでの実績は、この調整は一体どのくらいの金額が必要なんですか。

○柳説明員 五十六年度の補助金の額は六千四百万円でございます。それから五十五年は若干多うございしますが六億九千万、五十四年は四億三千万といったようなところでございます。

○佐藤(敬)委員 五十六年度は六千四百万、六億

四千万じゃなくて、六千四百万ですね。そうしますと、これは大体どのくらいの余裕金があれば間に合うことになるのか。四百二十億あつて、年率七割にすると、どのくらいあれば間に合うか。

○柳説明員 五十七年度は、どうも現在の見通しといたしましては、医療費が余り伸びておらないようございまして、余り大きな額は要らないのではないかと、余り大きな見通しがあるようございまして。

ただ、先ほど申しましたように、年によつて非常に多くなつたり少なくなつたりしているものですから、現在連合会の方で考えておりますのは、もし預託金制度で行う場合には、先ほど申しました支払い準備金の二百七十五億のうち約四分の一程度を預託していただく必要があるのじゃないかというふうな考えであるようです。

○佐藤(敬)委員 そうすると、私はちょっと心配しましたが、医療費がどんどんふえていきますと、もうこれで調整資金として賄ひ切れなくなるんじゃないかという感じがちょっと持ちました。これが移つても、調整資金が足りなくなつて、そうして掛金がどんどん高くなるというふうなことはありませぬ。

○柳説明員 先ほど来申し上げておりますように、この預託金方式でやるのか拠出金方式でやるのかによつて、拠出金方式でやりますと、当然ながらその年の財源率は少し上がらざるを得ないわけでございますが、先生がいまおっしゃいましたような意味での、掛金率をなるべく高く上げないようにするための制度でございまして、いま連合会の方で、本当の素案でございまして、いま連りますのは、千分の五十二程度の掛金のところを、以上のものについて、それを五十二以上になった場合には五十二にとどめるといふようなことを考えておりますけれども、その五十二を今後幾らにするかという問題はまた別途ございましてけれども、一応当面の方向としては五十二で抑えられ

○佐藤(敬)委員 要するに、いまも申し上げましたけれども、非常に医療費が高騰している。ことは何ほども高騰しないというけれども、それでもかなりな高騰率なんですね。私の見通しでは、四、五年以内には国民総医療費が二十兆円ぐらいになるのじゃないかと思ひます。一番困っているのは、これは国保を見れば歴然としてゐるのです。もし市町村があれも出さない、そして、独力でもって調整資金を連合会が負担していくということになると、どんどん掛金が上がっていくのじゃないか、こういうことを心配したのですけれども、いま一応金額にしてみると、六億か七億ぐらいのものなので、いまの四百二十億、七割にすると、何ぼですか、五十億もあればいいのですか、非常に金額が少ないようですからまだ安心してゐるのですが、これのために加入者の負担金がどんどんふえないように、ひとつ十分配慮していただきたいと思ひます。

それから、さつきから問題になっております一カ月おくれの問題についてお伺ひしますが、いままで一年おくれでございます。この一年おくれしているのはどういう理由ですか。

○柳説明員 年金の改定は、先生御存じのとおり、従来はかなりおくれしておりましたものが、昭和五十一年でございまして、まあ完全に四月実施ということになってまいつたわけでございます。これをさらに一年間繰り上げるということになりますと、非常に多額のお金が必要ということもございまして、それから、先ほど来御議論がございましたように、共済年金は恩給あるいは厚生年金との横並びの問題もございまして、そういうようなものもろの情勢から現在のスライド方式をとつてゐるというふうな考えております。

○佐藤(敬)委員 そういふふうなことを聞いてゐるのじゃないのですよ。今度はこれからまた一カ月おくれるのだけれども、その前に一年おくれであるでしよう。そのおくれである理由は何かと聞いているのです。

○柳説明員 ただいま申し上げましたように、従来からの年金改定の経緯がございまして、それで

現在の制度になっておるわけでございます。これをさらに前へ持つてくるということになりますと、先ほど来申し上げましたように、他の年金との均衡の問題もございまして、それから一つは、非常に大きなお金が必要であるというようなこととでございます。

○佐藤(敬)委員 私は、それを一年繰り上げると言っているのじゃないのですよ。一年おくらせているのはどういう理由だと聞いているので、それを繰り上げると言っているのじゃないのですよ。もう一回、どういう理由ですか。

○大嶋政府委員 これは先生御案内のように、先ほどからまた言っておりますように、地方公務員の共済年金の改定といいますが、根拠は恩給の改正措置に準じて措置をしてきているわけでございます。そこで、一年おくらせているのが出てくるわけでございまして、同じように国家公務員共済も同様の措置をとってございまして、根拠が恩給法の改正の措置に準じてやってございまして、同じところに一番大きな問題がある、このように考えております。

○佐藤(敬)委員 いまお話がありましたように、大体制度的なものあるいは資金スライド、そういうようなのでなかなか進まないもので、手続上みたいな形で一年おくらせているのですが、今度の一月おくらせているというのはどういう理由ですか、おくらすというのはい。

○大嶋政府委員 これも同様に、恩給の改善措置が従来四月からでありましたものが五月から実施されるということになったわけでございまして、地方公務員の共済年金の改定につきましても、従来から恩給の改善措置に準じて措置をしてきておるといふことから、他の公的年金制度との均衡も考慮して五月から改定をするということにしたわけでございまして。

○佐藤(敬)委員 そうすると、地方共済が、市町村共済が進捗した他の年金は何かおくれたのですか。あなたは、市町村共済はほかのものと均衡を

とるためにおくれたと言っているでしょう。たとえば国家公務員の共済でもいいですよ、そちらの方はどうして一カ月おくらしたかということですか。

○大嶋政府委員 国家公務員共済組合あるいは地方公務員共済組合の年金の額の改定が一月おくれたというのは、これは恩給の改定措置が従来よりも一月おくれたということによるもので、このように思っておりますが、恩給がどのような理由によつて一月おくれたかというところは、私もよくまづわからぬに承知をいたしております。

○佐藤(敬)委員 大変あなたはよくおぼろげな人が死ねばあなたも死ぬの。そんなばかなことではないですよ。優秀な自治官僚が何のために一月おくらせなければいけないかという理由を何にも知らぬなんという答弁は絶対に納得できない。もう一遍答えてください。

○大嶋政府委員 恩給が、従来四月から改善されておりましたのが五月から改善されたということの理由は、いろいろな理由があると思ひますが、一つは、現職の国家公務員の給与改定についてもある程度の抑制がされた、それから財政上の理由もあつたかと思ひますが、また臨調等の抑制といったようなことも影響されたか、このように考えております。

○佐藤(敬)委員 ちゃんとあなた知つていないですか、詳しく。それを知らぬと言ふのはおかしいじゃないですか。もう少し正直に答えてくれぬと……

さつきから大蔵省の方が来られたり総理府の方が来られたりして、あの議論を聞いていますと、一番の大きな原因は、財政が苦しいから何とかしてくれ、こういう理由が最大の理由なようです。さつきも言つていました、もつていてる人でも、三百万から四百万だか、何かそういうもつていてる人でも比較的高い方の人にはがまんしてやらうんだという、いわば財政上の理由が一番大きな問題だと思ふのです。

そこで、政務次官にお伺いしたいのですが、財政上非常に苦しいというところは、いままで臨調を受けたこの前の行政改革の国会でも、大体五十七年、八年、九年という三年間が財政再建期間とされておるのですが、この財政が再建された後は、一カ月の繰り上げというものは回復するのですか。

○谷政府委員 先ほど来申し上げておりますとおり、共済年金は恩給法に準拠してやるといふふうなたてまえになっておまして、従前の経緯は御存じのとおりでございます。今回の措置につきましても、人事院勧告の四月実施を完全にやつていないとか財政的に苦しいとかいろいろ理由があつたわけでございしますが、いま御指摘の三年間の財政再建措置が明けたときにはどうするかということでございますが、これはわれわれもいたしましては、三年間の財政再建の措置が明けた際には、絶対にこれをもとに戻すようにしたい、こう心得ております。

○佐藤(敬)委員 大変うづな御答弁であります。もう一つ進みまして、これはさつきからお話があるように、非常に弱連中を、さつき松本委員が話されたように、何か悪いこともしないのに罰金食らつたような大変つらいあれなわけですね。それをがまんせよと言ふ。

いま政務次官からお話をお聞きますと、大体財政再建が成れば一カ月の繰り上げは取り戻す、こういうようなかたい決意なようですが、もう一歩進みまして、これは当然私は三年間財政再建が終わつたならば、三年間を返すべきだと思いますが、そうは思ひませんか。

○谷政府委員 この点につきましては、そこまでの財政的な余裕が生ずるかどうかがどうかことが非常にむずかしいことだと思つておりますので、私どももいたしましては、この三年間の苦しみはともにかち合つていただき、そして三年後はひとつ完全復帰をしたい、こう心得ております。

○佐藤(敬)委員 この前の行政特別国会で政府が一括法案で出しましたね。あの法案の中のもの、は、たとえば厚生年金、これは金が足りない、と

りあえず積立金で借りておいて、後で一般会計から利息をつけて全部返すと言ふんだ。それから地域特例、かさ上げ分を六分の一カットする。これは全額地方債で見て、そして後から国が元利の二分の一を肩がわりする、さらに交付税でこれを見てやる、こういう措置をしておるのです。

いま、財政が苦しいから何とかがまんしてくれ、しかし、財政再建になれば必ず返す、こういうふうな言つておるのです。いまの一カ月延ばすというの、これはさつきから聞いていますと、私もさつき指摘しましたように、明らかにこれは国の財政が厳しいから何とかしてくれという一つの措置なんです。そして、いま次官が言われましたように、財政再建をすれば当然おくれは取り戻す、こゝまで言明されておるのです。だから私は、おくれは当然厚生年金と同じように、地域特例と同じように返すべきだと思ひますが、いかがですか。

○大嶋政府委員 佐藤委員の御趣旨はよくわかるのでございしますが、この一カ月おくらが仮に三年あるとすれば三カ月分ということになります。それから、これを年金受給者に返すという問題につきましましては、技術的にも大変むずかしい問題がございまして、また他のいわゆる国家公務員共済組合なりあるいは恩給なりといったものがどうするかという問題もございまして、そういうことから、地方公務員共済組合だけこの部分につきまして、じゃ将来お返しすると言ふようなことは、とてもじゃないがいまこゝで申し上げることはできないわけでございます。

○佐藤(敬)委員 当然あたりを見なければいけないので、あなただけ絶対にこれをやると断言することができないことは私もよくわかります。しかし、趣旨がわかつたというならば、その趣旨に従つて努力する意思はありますか。これはもう官僚でなくて政治家だな。

○谷政府委員 この問題は非常にむずかしい問題でございまして、先ほど来公務員部長が申し上げておりますように、ほかの関連もございまして、

れども、非常に零細な庶民大衆が渴望しておつたものをまた一カ月おくらす、これはやはり大変な

して、これで質問を終わります。

○工藤委員長代理　午後二時三十分には再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後二時三十二分開議

○中山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大橋敏雄君。
○大橋委員　ただいま議題となっております法案審議に入るわけでございますが、私は、共済年金制度の基本あるいはその本質的な問題に触れながら、その問題点について若干質問をしたいと思ひます。

御承知のとおりに、わが国の公的年金というの

○大嶋政府委員　私が、趣旨はわかりましたと言いました意味は、おつしやっている意味がわかるということでごいまして、それに従つてそうすべきであるとかということとはとてもいま申し上げる段階ではないということでごいます。

○佐藤(敏)委員　政務次官は答弁ありませんか。これは官僚の答弁でなくて、政治家の答弁だと思ふのです。

か。

○谷政府委員 先ほど来申し上げておりますとおり、昨年年末におきまして自治省も非常に強い立場で向かったわけですが、このいま御指摘の問題につきましては、私ども非常にむずかしいというふうに考えておりまして、これは自治省だけの判断でなく政府全体の判断ということにもなるかと思いますが、非常にむずかしいという

○谷政府委員 先ほど来申し上げておりますように、強い圧力があつたというふうな話も聞くわけ

答弁しかいまのところできないというふうに思つております。

でございます。なるほど、昨年の秋における知事会あるいは都道府県議長会等の反発もあり、そういう強力な圧力団体というふうないまお話であつたわけでございますが、われわれ自治省といたしまして

○佐藤(敬)委員　まあ、それは取るのは取って取りつ放し、後は知らぬという答弁だと思えますけれどもね。これ以上追及いたしませんけれども、やはりこういう零細な人に対しては、ここで私か

ましては、やはり地方団体がこういう立場ではない、けなないという自治省としての自主的な立場でもが、んばつたわけでございます。われわれはその立場ではが、んばりましたけれども、今回の問題につきましては全体の立場で考えてみますと、先ほど来申し上げておりますとおり、三年後三年間の取り戻しということについては非常にむずかしいといふふうにご心得ております。

ら指摘されるまでもなく、何かしらの措置を考へて出すべきだと思いますよ。県知事や市町村長が強い圧力を加えれば、それは何とかなんとかして措置を講じているじやありませんか。声も出せないような小さな力のない人から奪つて、そして取りつ放しというのは余りにも情けない措置だ、こういうふうに思いますので、なお一層ひつと努力していただきたい。政務次官の、三年後には一

○佐藤（敬）委員　もう一遍繰り返して申し上げますけ

カ月おくれは取り返すという言明を一つのあれと

革についてこれまで繰り返し繰り返し勧告をし、

苦勞されておられるところですが、こゝ

委員　もう一遍繰り返して申しますけ

カ月おくれは取り返すという言明を一つのあれと

革についてこれまで繰り返し繰り返し勧告をし、

苦勞されておられるところですが、こゝ

とも連絡を密にいたしまして、向こうの方の答申をこちらでもまたいろいろな形で受けとめまして、今後検討を加えながら対処してまいりたいと存じております。

○大橋委員 私がお尋ねしたかったことは、いま大臣がおっしゃったように、共済年金の改善に当たっては社会保障制度審議会に一応諮問するんだ、その御意見を聞きながら改善に当たっていい、これはそのとおりだと思ふのですが、私が非常に疑問に思ふことは、もういままでも十数年来その諮問をし、答申を受け、そしていままでも十数年来その諮問をされ、あるいは建議をされ、あるいは総理大臣にまで意見が申し入れられている、にもかかわらず、実態はさっぱり根本的な改革に手を触れようとなし、小手先の改善だけなんですね。

私は、審議会をどう考えているんだらうか、その答申に対してどのような考えで対処をなさろうとしているのか。歴代というか、これまでの共済年金に關係する各大臣のそうした姿勢というものは、まさに答申輕視である、私はそう思ふのです。世耕大臣もいつまでも自治大臣をなさるわけではないでしようけれども、いままでの共済年金關係の各大臣みたいに自分の任期中適当に過ぎればそれでいいんだという考えでいられるのか、いや私はそうじゃない、答申に対しては断然尊重して、その立場で今後は道を開きますよという御決意なのかどうか、その辺を聞きたかったわけなんです。いかがでしようか。

○世耕國務大臣 社会保障制度審議会の勧告とか助言はきわめて貴重な御意見でございまして、私は余り古いことは知らないのですが、われわれの方は従来から共済年金制度の改正のときには審議会の御意見を伺った上で、その答申を十分尊重しながら国会などに改正案にかかわる法案を提出してきたところでもございまして、答申に対しては大変私どもは尊重する姿勢で臨んでるところでございまして、今後とも、そうあらねばならないと思っております。

○大橋委員 私は、世耕大臣のいまのお言葉、決

意はりつぱだと思ふのです。しかし、認識はちよつと違う。これまでの歴代の自治大臣初め共済年金に關係する各大臣の姿勢は、必ずしもいまの大臣のような決意でもなければ考えでもない。そのことが答申の隅々に指摘がされております。これまで十数年来、毎年毎年改善のたびに答申が出てきているわけですから、その答申の中で厳しい指摘や勧告の内容が示されているわけでもございますけれども、その指摘のポイントは那邊にあるのか、どういふものなのか、お尋ねをしてみたいと思ひます。

○大橋政府委員 お尋ねの社会保障制度審議会の答申等におきまして、共済年金について指摘がされておりますポイントといたしましては、共済組合の年金制度のあり方、特に恩給制度との関連に關するものであらう、このように考えております。すなわち、共済年金制度におきまして年金額の改定であつたところからいへば最低保障額の引き上げといつたようなことにつきまして、恩給の取り扱いにならうということが慣例化してあるわけでございます。そこで、共済年金制度独自の考え方がある、公的年金制度のあり方として適当でないと思はれる点がある、さらに十分検討することが必要であるということであるというふうにも私も承知をいたしております。

この点につきまして地方公務員の共済年金制度は、十分御案内のとおり、社会保障としての性格を持つております。公的年金制度でありますし、實質的に厚生年金保険を代行するものでもあるわけでございますが、また一方、従来の恩給あるいは退職料制度それから旧共済制度を統合して設けられたというふうな経緯もございまして、恩給制度と厚生年金保険制度の内容を考慮した給付体系なり給付水準というところになつておるわけでございます。したがつて、その改正につきましても、恩給制度それから厚生年金保険制度といったものとの均衡を図ることが必要であるというふうに考えておるわけでございます。

しかし、御指摘のとおり、職域年金制度として

の共済年金制度のあり方あるいは他の公的年金との整合性あるいは併給調整といったようなことについて、独自の検討をすべきことは必要であると考えております。これらの点につきまして、現在、共済年金制度基本問題研究会におきまして長期的な視点に立つた検討が行われておるところでもございまして、その検討結果を参考にしながら他の公的年金制度との均衡を考慮して、今後とも慎重に検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○大橋委員 いまも答弁がありましたように、恩給が変わるから、恩給の額の引き上げがあるからそれにならつて適当にそろへない、単なるこういう内容になつてゐるわけですよ。共済年金というものは恩給とも違ふのです。それから厚生年金とも性格は違ふのです。共済は共済なりの趣旨に立つて根本的に改革をしていかなければ、これがいままでずっと答申が出てきている中心なんです。共済は共済なりの性格を受けた改善をしていくのです。恩給は社会保障的な考え方を取り入れてきたこと、その恩給改正と横並びの改定というのは安易であつて答申輕視だ、私はこう考えるわけですよ。

それから、共済組合制度は単なる社会保障ではない、社会保障的年金ではない。「社会保障的要素と企業福祉的要素」、これはいままでよく言われております共済年金というのは、社会保障的要素というの言うならば厚生年金並みのものですよという事です。それにプラスアルファしていくのが共済年金の性格なんだ。また抜本改正に当たつては、本審議会が提言している「皆年金下の新年金体系」の提言に、阻害要因とならないように注意していかなければ、こう言つておるのです。また、そのためには共済組合全体を通ずる責任ある組織を設けていかなければ、このように指摘されてきたそのポイントをこく簡単に挙げればこの三点、四点になるわけでございます。

ところが、今度の法改正に当たつて出てきた答申を見ますと、全くもう言うべき言葉がなくなり

ました、勝手にしなさいというふうな表現だと私は見ます。「恩給の改正にならう既裁定年金額・最低保障額の引上げ及びそれらの実施時期は、恩給と共済年金を切り離すことが今なお不可能とすれば、やむを得ない。」もう何遍も何遍も恩給とは違ふのですよ、切り離して改革しなさいと言つてきたにもかかわらず、さっぱり改革されないで、もう言う言葉がありません、これはこう言つてゐるところなんですよ。私はそう思ふのですけれども、私のこの今回の答申に対する認識はどうかおかしですか。おかしかったら指摘をしてください。

○大橋政府委員 恩給との関連につきましては先ほど来申し上げたとおりでございまして、いまそれを踏まえたといひますか、今回の改正案に対する社会保障制度審議会の答申はまさに先生おっしゃつたとおりだと思つておられます。

○大橋委員 大臣、もう時間も迫つてきたのだらうと思ひます。共済年金は、私後で深く議論したいと思つてゐるのですけれども、官民格差とよく問題が出てゐるのですが、これはごく一部の問題であつて、一般の職員の皆さんはむしろ官民逆格差の状況にあるのです。答申の中に、これは昭和五十一年二月十二日に自治大臣にあられた答申の内容の一部でございましてけれども、「共済組合制度に包含されている社会保障的要素と企業福祉的要素」、この表現についてはいろいろまた見解の異なるところでありましてけれども、これはすなわち厚生年金金的年金プラスアルファをしていくのが共済制度なんですと云つてゐるところですよ。「の区分については、その考え方を明らかにすべき段階に來てゐる。」この辺を明確に仕分けしていかなければならないのですよ、こう言つてゐるところです。

それから、私が恩給並びでは安易過ぎてこれは答申輕視だと言つてゐる事実を申し上げます。

これは五十三年二月十日の答申の中の言葉ですが、「今回の諮問もその趣旨において例年と異なるところがない。これに対する本審議会の意見は、

これまで繰り返し述べてきたところにより承知されたい。ぽおんと投げられているでしょう、何遍言っても改善しないからという事で。このときの答申は、もう自治大臣に言ってもしょうがないから総理大臣に申し上げようという意見がつけられているのですよ。「恩給が社会保障に属するかどうかの議論は別として、毎年重ねられている恩給法の改正においては、社会保障的な考え方と入れられているものが多く、それが共済年金にそのままだけで、ひいてはその他の公的年金制度に対して影響を与えていることは事実である。」このように、いかに安易な答申経視の立場で来たかということですね。

実際、共済年金はもうめちゃくちゃに入り組んでおりますし、それこそこの制度よりも真つ先に根本的な改善を迫られている状況にあるうかと私は認識しております。しかし、この根本的な改善というのは、言うはやすく実行はきわめてむずかしい問題だと思っております。

そこで、社会保障制度審議会が建議していることがあります。その建議は何かと言え、これらに対処するための改正にあたっては、とくに今回本審議会が建議した「昔年金下の新年金体系」の提言、これですよ。これこそ国民基本年金構想あるいは基礎年金構想と言われたものでございまして、つまり、二階建て年金構想と言われているものでございます。

また、このように各共済年金制度は五つもばらばらに分立しておいて、給付も負担もこれこそまたばらばらでどうにもならぬだろうけれども、これをこのままほっておくわけにいきませんよというところが五十四年二月十三日の答申に出ております。「本審議会は、昭和五十五年二月諸共済組合制度の整合性を図るため、共済組合全体を通じる責任ある機構を設けることを求めた。」なかなかむずかしい問題だから各関係の共済組合を通ずる責任ある機構をつくりなさい、こう提言した。

「しかるに、今回各省所管大臣から諮問のあった改正案は、かかる機構によって立案されたもの

ではなく、恩給との関連についても、国庫負担その他についても、依然として暫定措置にとどまっているのは甚だ遺憾である。」こう言っておられるわけでしょう。本場に答申を尊重するならばこういう言葉は出てこない。また、現にそうした共済制度を根本的に立て直す機構がつくられてきたはずですから、つくられないまま答申を軽視して勝手に諮問してきた。そのことに對してはなほ遺憾であると思つておられるわけですよ。だから私は、先ほど大臣が、私は答申を尊重してまいります、こう言われるからには、じゃ大臣が共済年金の抜本改革への切り開きといひますか、その先頭に立ちますか、こう聞きたいところですね。

○世耕國務大臣 御指摘のこと、よく了解しているところでございます。

公務員の共済年金と恩給との関係というのは、御指摘のように戦前からの関係で途中で制度が変わつてまいりまして、そういつたいききつから、どうしてもいろいろ慣例的に同じような時期に改定されたり、そういう経過をたどつてきているところでございますが、これは御指摘のとおりでございます。今後とも純粋な共済年金はまだまだ発生してきくと思うのですが、その基本的なあり方をこのところへ来て再検討する必要があると思ひます。そこで、共済年金制度基本問題研究会にもいろいろ改善すべきところをぜひ検討していただきたい、そうお願いして、いまそれがずつと続けられているところでございます。

こうした審議会等の御意見を踏まえながら、今後慎重に検討すべき問題でございまして、できただけ早い時期に検討した上で改正すべき点は改正すべきである、このような考えで今後臨んでまいりる所存でございます。

○大橋委員 確かに、共済年金の歴史はいまおつちやつたとおりのものもありますが、やはり共済年金というのは、いままで私が言つてきましたように社会保障的性格とそれにプラスアルファになる条件を整えていると私は思ふわけですね。それはこういうことだと思ふのです。まずプラスアル

ファの条件というのは、公務員というものは国民全体の奉仕者である、そのために勤務上各種の制約を受けているのだ。たとえば、争議行為の禁止あるいは政治的行為の制限、私企業からの隔離あるいは守秘義務等々です。これらに対する配慮がありますね。

それから共済年金は、公務のいわゆる能率的運営に資することを目的とするということで、公務員制度の一環として位置づけられているものです。したがって、懲戒処分を受けた場合には年金の支給が制限される等の単なる社会保険ではない、こういうことですね。厚生年金の場合は、仮に刑を受けて刑務所に入つても年金はちゃんと支給されますからね。しかし、共済年金の場合はストップさせられるのでしよう。これが、単なる社会保険的な年金ではないぞということだと私は確信するわけですね。

そこで、いままで私が言つたことに、もし、いやその考えはおかしいですよというのがあればおかしいと、なければそのとおりですと言つてください。でなければこの次へ進めませんから。

○大嶋政府委員 原則としてそのとおりでございます。

○大橋委員 私の考えが誤つてないことに自信を得ながら、じゃ次に進みます。

まず、年金制度間の整合の問題があるわけですね。ですから、共済年金においても社会保障的部分については、やはり厚生年金等との整合性を図らなければならぬのじゃないか。併給制限の問題もこれあり、これなどは当然整理されるべき問題であろうと私は思ふ。いま言うように共済年金というのは、確かに社会保障の年金だけではないんだ、プラスアルファなんだという性格を持つておりますけれども、それであるだけに逆に特権的なものも確かにあらわれている、そのところは改めなければならぬということをおいまして上げているわけですね。

たとえば厚生年金、これはあくまでも社会保障的な年金であります、その厚生年金を掛けてい

て夫が死亡した、そうすると遺族年金というのが出るわけですね。ところが、その遺族年金というのは普通は奥さんあるいは奥さんがいなければ子供、奥さんも子供がいなければお父さんかお母さんに支給されることになるわけでございますけれども、その被保険者が死亡した時点でお父さん、お母さんが六十歳以上でなければ遺族年金は出ないんですね。これは六十歳になつたら出るというのじゃないのですよ。死亡している時点で六十歳以上でなければ遺族年金は出ませんよ。これは厚生年金の立場ですね。共済の場合は、妻がない、子供がない、それではお父さん、お母さんが、死亡した時点で六十歳でなくても六十歳になればそれから遺族年金を支給いたしますよ。こういうことになっているはずですね。

また厚生年金の場合、夫が死亡して妻に遺族年金が支給されるわけですが、奥さんが亡くなつた、そのときにお父さん、お母さんが六十歳以上でなければ、その前の夫が死亡したときに六十歳以上でなければ、これは生涯支給されないということになつております。同じケースで公務員、いわゆる共済年金の方は、父母が六十歳になれば出るということですね。

また、こういう例もあります。奥さんが普通の会社で働いて、ついに老齢年金を受給するようになった。そのうちに、御主人は共済組合員である、公務員である、で亡くなった、そうすると遺族年金が出てくるわけですね。厚年の老齢年金を受給しながら、そして公務員であつた夫が死亡した、その遺族年金も受けられる、つまり併給ができるわけですね。また、夫が廃疾年金を受給している、奥さんが共済に加入して死亡した、そのときには遺族年金は出ないというふうなことから考えてまいりますと、確かに社会保障的な年金というものはどういふものか、プラスアルファというものはどういふものか、こういう点を私はもつとも整理していかなければならぬのではないかと思ふのでございまして、この点はいかがですか。

○大嶋政府委員 先ほど来御指摘になつておりま

すように、公務員の共済年金と申しますのは社会保障としてのいわゆる公的年金制度でありますと同時に、また公務員制度の一環としての職域年金金的な性格をあわせ持つておるといふわけでございます。それと同時に、また経過的には戦前からの恩給制度等を引き継いだものでございます。したがって、現在発生しております共済年金のほとんどは恩給等の旧制度期間を含んでおるといふところから、恩給制度とのかかわりも深いわけでございます。がしかし、将来発生いたします純粹な共済年金、これについて申しますと、公的年金部分とそれから公務という職域の特殊性からくる職域年金的な部分、こういうものに分けられるわけでございまして、言うなれば、共済年金が公的年金部分プラス職域年金部分というような形になるかと考えられます。

ただ、共済年金制度におきます公的な年金部分の体系なりあるいは水準といったようなものにつきましては、厚生年金との関連も含めまして被用者年金としてどのように整合性を図っていくべきかといったような、これは御指摘のようにきわめてむずかしい問題を含んでおるわけでございまして、あるべき共済年金の給付水準、あるいは厚生年金の給付水準に一定額を加算した水準とすべきかどうかというようなことにつきましても、十分検討する必要があるわけでございます。そういった問題も含めまして、共済年金の給付水準なり給付体系等のあり方につきまして、共済年金制度基本問題研究会におきます検討結果も参考にしながら今後慎重に検討しなければならぬ問題であるう、このように考えておるわけでございます。

また併給調整等につきましては、御指摘のとおり厚生年金と共済年金の取り扱いは違つておるわけでございますが、今後予想されます共済年金制度全体の見直しの一環として十分検討されるべき問題である、このように考えておるところでございます。

○大橋委員 いまの答弁を伺っておりますと、問題点は確かにそのとおりです、わかつておりま

す、検討いたします。検討しても、やはりそれを改革しないと何にもならぬわけです。まあ基本年金問題懇談会ですか、そこいろいろなと研究していただいております、それを参考にして今後は大きな改革をしていくのです、こういうことでもありますので、それに期待せざるを得ないわけでございますが、むしろ私はこの際、もう少し問題点を浮き彫りにしておきたいと思うのですね。

それは、たとえばこの公的年金制度に対する国庫負担のあり方についても疑問だらけなんですよね。これも五十二年二月十日の答申の中に出てくる言葉ですけれども「現在の共済組合制度には、国庫負担率をはじめ根拠に乏しい差異が認められる点もあり、また、厚生年金における国庫負担に相当する部分がいまなお公共企業体等の事業主負担となつてゐる不均衡な扱いもある。」こうして答申の至るところに問題点をはつきり指摘されてきているわけですね。社会保障的な厚生年金には二〇%の国庫負担がついてゐるわけですね。現在四分の一、財政問題から五十九年度までは一応預かり、カットされたかつこうになっておりますけれども、これはいずれは返つてくることになつてゐるわけですから、実質的には厚生年金は二〇%の国庫負担がついてゐるわけです。

ところが共済の、地方公務員共済制度は一五・八五％、これは地方公共団体が負担をしておりますね。また、三公社の場合は各公社が一五・八五％が負担されて、これも全部の四分の一はカットされておるわけでありますけれども、このように社会保障の部門については国庫負担あるいは公費負担を格差をつけてはならない、つけるべきではない、同率にすべきであるというのが私の主張でございます。したがいまして、先ほど言われたブラスアルファの分は、そのほかに別途措置されるべき性格のものであるという考えを私は持つておるのでございますが、その点はいかがですか。

〔委員長退席、工藤委員長代理着席〕
○大嶋政府委員 社会保険に対します公的負担の
あり方、これにつきましてはいろいろ議論のある

ところでございますが、一つには、保険料だけでは適当な給付水準を確保することができない場合、二つ目には、被保険者の範囲が低所得者層に及びます場合、それから三つ目には、その事故の性質上被保険者あるいは事業主だけで費用を負担することが必ずしも適当でない場合等におきまして、公的負担の必要性の緊要度に応じ、かつまた社会保険制度全体の均衡を考慮して検討すべきものであるというふうに思います。また他方、公経済の財政力に応じましてまず低所得者層に重点的に配慮するといったような、財源の効率的配分の見地からも慎重に検討すべきものであると考えております。

地方公務員の共済組合の長期給付に要します費用の負担につきましては、国家公務員の共済組合制度に準じて措置をしておるところでございまして、先ほどお話がございましたように百分の十五は公経済の主体としての地方公共団体が負担する、残りの百分の八十五を使用者としての地方公共団体それから被用者としての組合員が折半で負担するということになっておりまして、この公経済の主体としての地方公共団体の負担割合でございまして百分の十五というものは、いまお話がございました厚生年金の百分の二十なりあるいは私学共済の百分の十八なりあるいは農林共済の百分の十八というところとは均衡を失する。そこでこのの不均衡を是正するため、関係各省と協議を重ねてきたところでございますけれども、社会保険制度全体におきます公的負担のあり方に直接つながるという問題でもございまして、五十四年度の改正によりましていまお話し百分の十五・八五というふうになったわけでございます。

そこで、今後この負担を厚生年金と同じように二〇％にするということにつきましては、昨年の臨時国会におきまして成立いたしました行革閣連特例法による昭和五十九年度までの間における公的負担の減額措置が講じられたこと等も含めまして、いろいろ問題があるであろうというふうに考えております。しかしながら、公的負担につき

ましてはかねてから論議があったところでございまして、共済年金の給付水準あるいは給付体系等のあり方を検討する中で、各公的年金制度間のバランスなり、あるいは高齢化社会を迎えての将来の年金財政の健全化といったような問題を含めまして、公的負担のあり方について今後総合的に検討すべきものである、このように考えておるところでございます。

○大橋委員　これまで官民格差論がずいぶんと話題を呼んだこともありましたが、これは、事業団だとかあるいは公団、会社等に天下りしていつて共済年金を受けながら一方で高額の月給をもらうようになっている一部の高級官僚といいますが、そういう人とと比較論であつて、一般の職員はむしろ官民逆格差となつてゐる実態があるわけです。

御承知と思ひますけれども、昭和四十八年は福祉元年と言われてきました。それは国民の年金に對する関心がぐんぐん高まってまいりまして、年金水準を改善しろということで、厚生年金ではモデルケースは二十七年の計算で五万円年金、それから国民年金も、これは二十五年ですけれども夫婦合わせれば五万円だということで、五万円年金、五万円年金ということで年金の水準は大幅に向上してきた、福祉元年である、こう言われたときがあったのですが、反面共済年金を見てみると、いま言いましたように比較的給料の低い一般的な職員の皆さんでは、厚生年金よりも低い年金額となる実態が発生してきたわけです。先ほど言うように、共済年金は厚生年金プラスアルファの姿が妥当であるにもかかわらず、それが逆になってきた。それで対処をされたのが通年方式の計算方式ですね。これでどちらが有利か判断して有利な方をとってくださいということになったわけであります。

そこで、現在実態を見えますと、共済年金に加入しておりながら実際に年金を受け取る段階になつてきますと、新規裁定者の六割がいま言う通年方式の計算方式による不利な立場に置かれた

年金構想と言われているものを建議しているわけですね。共済年金こそ、この制度よりも真つ先にこういう基本年金構想の考え方に共鳴をしていてしかるべきではないのだろうか。そうでないと、短期保険とは違ふのですから、国民健康保険とは違ふのですよ、この年金というのは長期保険ですから、もう三十年、四十年、長いのは五十年、こういう制度でございまして、小回りがきかぬわけですね。早目早目にその状況を把握して真剣な対策を立てていかねば、取り返しがつかない状況になるのではないかと。将来おれはいいのだからどうでもいいやなどという考えでは、これは責任は果たされません。

わが公明党は、各種の公的年金制度の問題点を心配し、そして抜本改善の必要を考え、先ほども申し上げましたように、五十一年に国民基本年金構想、すなわち二階建て年金構想を確立いたしました。私はちようどそのころ社会保障制度審議会のメンバーでもありまして、その制度審議会にこの問題を提唱したこともございます。その後、社会保障制度審議会が、多少内容は違いますが、構想それ自体はそのままの構想を基礎年金構想ということで建議をいたしております。私は、年金の抜本的改革の方向はもうここしかない、こういうふうには判断しているわけでございますが、どういふお考えなのか最後に御見解を承つて、私の時間が来ましたので終わりたいと思います。

○大嶋政府委員 年金制度につきましては、制度が非常に分かれておるといふことに伴います問題、あるいは長期的な費用負担の増加に伴います問題といったような、制度全体にわたる横断的な問題として解決しなければならぬ問題が少なくないわけではございません。

基礎年金構想、これはこのような今後の年金制度のあり方を考えるに際しましての一つの貴重な御意見であるというふうに考えておりますが、この建議につきましましては、現在の社会保険システムをとりまわす公的年金制度の基本にかかわります問題であるということから、慎重な検

討が必要であるというふうに考えております。したがって、今後とも各般の年金制度の改革構想を参考としながら、将来とも給付と負担のバランスがとれた安定的な仕組みとなるように、年金制度の改革について検討してまいりたい、このように考えております。

○大橋委員 終わります。

○中山委員 終わります。

○部谷委員 アメリカの著名な学者でありますドラッカーという人は、高齢化社会への移行を「見えざる革命」と言っております。それは、高齢化社会がこれまでのいかなる社会変革よりも強烈なインパクトを社会に与えることを意味しているわけでありまして。

いま、わが国はその見えざる革命の時代に突入をしつつある、こういうふうには思っております。こうした高齢化社会への移行の中で、公的年金制度の不備や欠陥が指摘されておりますが、その一つに、公的年金制度の格差や不均衡があることは先ほどからも指摘のあったところでありますが、現在この年金制度は給付と負担面で八つにばらばらになっておりまして、各制度間に著しい格差、不均衡があるわけでありまして。こういう現状を改めていく必要があると思っております。が、きょうは大任が重なる参議院の方へお越しでございますので、政務次官の方からまず御見解をいただきたいと思います。

○谷政府委員 きょう、いろいろと年金制度の問題に対して諸先生方から御質問をいただいておりますわけですが、年金制度の将来についていろいろとわれわれも検討をし、集約していかねければならぬと思っております。

しかしながら、ただいま御審議いただいております地方公務員の共済年金の問題につきましては、従前からの問題、それは恩給制度から発した歴史的な過程を含めまして、従前からの問題を中心として今日の共済年金が成り立っておりますわけでございますので、そういう点で、先ほど来御指摘もございました、確かに格差の問題もござい

ますし、その格差は、全体として見る場合には共済年金が官民格差と指摘されるところでございまして、一部については問題があることも承知しております。しかしながら、それを漸次職域的と申しますか、職能的な立場を十分考慮しながらまとめいくという方向になるかと思っております。

しかし、それはあくまでも共済年金の場合、共済年金制度研究会の諸先生方が非常に慎重に検討していただいておりますので、その研究結果を見ましてわれわれとしては対処しなければならぬ、こう考えております。

○部谷委員 年金制度というものは、中長期的な観点、視点から考えていかなければならないことは申すまでもないところであります。

十八歳で就職をいたしまして、平均年齢七十八歳くらいまで生存するわけでありまして、そういうたしまたと大体六十年間、これがいわゆる年金制度のサイクルである、こういうふうに言わなければならぬと思っております。

そこで、年金の新しい制度ができてからいまだ二十年にすぎないわけでありまして、年金財政の危機がすでに叫ばれております。このことは、制度の見直しを政府が誤ったのではないかと、そういう誤った見通しの中から今日のこうした状態が生じたのではないかと、こういうふうには思っておりますが、その点いかがでございますでしょうか。

○大嶋政府委員 各公的年金制度の財政見通しが非常に悪くなつておる。その原因をいたしましては、日本の国民の平均余命が先ほど御指摘になりましたように著しく延びてきたということによりまして、先進諸国に例を見ないようなスピードで、かつまた諸外国に例を見ないような高率の高齢人口を抱える高齢化社会に向かつておるといことが一つ挙げられると思ひますし、そのほかに、経済の高度成長期に行われました制度改善、これが安定成長期に入りまして年金財政に影響を及ぼしておるといふ面などが挙げられると思ひま

す。

地方公務員の共済年金制度におきましても、他の公的年金と全く同じような事情にございまして、制度発足以来すでに二十年を経過しようとしておる現在におきまして、その間の社会経済情勢の変化に伴ひまして検討を要すべき点も多々生じておるわけでございます。今後の共済年金財政の健全化といったことも、大きな検討課題であるというふうに考えておるわけでございます。

そういったために、研究会におきます検討結果を参考としながら、あるいはまた厚生年金等他の公的年金制度の動きといったものも踏まえまして、今後の共済年金制度のあり方について十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○部谷委員 年金制度が長期的な立場から考えられなければならないということは先ほど申したとおりであります。国鉄共済はすでに昭和六十年から赤字に転落するというふうには言われております。また、その他の共済年金、厚生年金等につきましても、昭和八十年代には財政破綻になる、こういうふうには言われておるわけでありまして。

そこで、地方公務員共済組合の年金財政、これの将来展望というものはどういふふうになっておるのか、お示しを願ひたいと思ひます。

○大嶋政府委員 地方公務員共済組合の年金財政の将来でございますが、組合員数それから財源率を仮に一定といたしまして、給与のベースアップそれから年金改定率を毎年五割ずつ仮に見込むといたしまして、おおよそ二十年間程度のごく粗い推計をしてみますと、昭和六十九年ごろには単年度収支がマイナスになる、それから昭和七十八年ごろには積立金がなくなるであろう、このように見ておるところでございます。

○部谷委員 十六単位全部の数字をいま挙げられたと思うのですが、単位組合ごとにはいかがでしょうか。

○柳説明員 各共済組合すべてを捕捉しておるわけではございませんが、地方職員共済組合で申しますと、大体昭和六十六年ごろに単年度収支が赤

字になる。先ほど部長が申し上げましたのと同じような条件でございませう。それから積立金が赤字になるのが七十五年。公立学校共済組合は、同じように収支が赤字になりますのが六十六年、それから積立金が七十六年。警察共済組合につきましても七十六年ごろ、それから市町村職員共済組合につきましても七十七年に、単年度収支が赤字になるという状況でございませう。

○部谷委員 そういふ中で、地方公務員共済年金相互の間にもいろいろと成熟度等に相違があるようでありませうが、それらの問題につきましてもまた後で質問したいと思ひます。

地方公務員共済年金の財政の健全化、先ほど地方公務員共済につきましても単年度収支がマイナスになるのが六十九年、そしてさらに積立金の取り崩しの始まるのが七十八年ごろ、こういうふうな御説明があつたわけでありませうが、そうした財政の中でその財政の健全化を図りながら、同時にまた給付の水準を維持するためにはどうしていかねばならぬのか、何かそうした方策をお考えでしょうか。

○大嶋政府委員 地方公務員共済組合の現行制度におきまして給付水準を維持し、かつまた将来にわたつて年金財政の安定を確保するというためには、結局は財源率の大幅な引き上げが必要になるというふうに思われるわけでありませう。現行の共済組合制度は、社会経済情勢の変化に伴ひまして検討すべき点が生じていることは事実でございませう。今後の年金財政の健全化といったことも、また大きな問題の一つでございませう。こういったために、他の公的年金制度の動きといったようなものを踏まえまして、共済制度のあるべき姿について今後とも検討を進める必要があるというふうな考えでございませう。

○部谷委員 年金財政の再計算、これが五年ごとに行なわれることであるので、大体は五十九年末ぐらいになるというふうに思ひます。そこで、年金財政の基礎計算の見直しによりまして適正な保険料が計算されていくというふうになる

のですが、少しまだ時間はありますけれども、それらに対する見直しというものをいまだどのように立てておられるか。いかがでしょうか。

○大嶋政府委員 いまお示しのうちに、この次の財源率の再計算は五十九年十二月に行なうということが予定されておるわけでありませう。したがって、五十九年の十二月には最近数年間にあつた組合員の現況あるいは退職の状況、年金受給者の発生なり失権、それから年金額の状況といったような実績を基礎として再計算を行なうことになつておるわけでありませう。その計算した結果がどうなるかというふうな明確な予測は困難でございませうけれども、平均余命が次第に延びてきておることも、それから年金受給者の成熟度が年々高まつてきておることも、毎年行なわれておる年金受給率の改定に伴う積立金の不足額が相当多額に発生しておるというふうなことから考えてみますと、財源率の引き上げが必要になるというふうな考えでございませう。

○部谷委員 もう一つ注目すべきことは、高齢化のために現役の老人負担がふえる、成熟度が大きくなつていくというところになるわけですが、現在の給付水準を保つていく単純計算をいたしますと、支給開始年齢を六十五歳に切り下げることによつて当面そうした給付水準が保たれる。つまり成熟度は、ある表を見ますと、現役による老人負担度、五十年が六十歳以上が四・八人で一人、六十五歳以上の場合は七・七人で一人、二十年たつて七十年の数字を見ますと、六十歳以上が三人で一人、六十五歳以上が四・七人で一人、こういうふうなテーブルがあるわけでありませう。これは恐らく地方公務員の数字だろうと思ひますが、あるいは国民全体かもしれません。ちよつとそここのところの裏資料がはつきりしませんが、そういうテーブルが手元にあるわけでありませう。そういうとすると、ごく単純に考えれば、六十歳を六十五歳に繰り下げるといふのか引き上げるといふのか、そういうことによつて単純に成熟度が保たれる、こういうことに実はなるわけでありませう。

厚年あたりはそのところが議論になつておると思うのですが、そういうことが地方公務員の共済についても検討がされるのではないかと、そういうところへ移行するのではないかと、そういうふうな懸念を持つ方が多いと思ひますが、その点はいかがでございませうか。

○大嶋政府委員 御指摘のように高齢化社会の到来を迎へまして、地方公務員の共済年金制度につきましてもその成熟度が進みつつあるわけでありませう。当然これに伴ひまして、今後年金財政の逼迫といつたことが懸念される状況であるわけでありませう。そういう状況が踏まえまして、今後の共済年金制度をわが国の今後の社会情勢に適合した安定的な仕組みになるように、現在基本問題研究会で共済年金の給付要件なりあるいは給付水準といつたようなものについて、長期的な視点に立つた検討が行なわれておるところでございませう。支給開始年齢も含めまして共済年金制度のある方につきましても、この研究会の検討結果も参考としながら、かつまた他の公的年金制度との均衡といつたものを考慮して検討してまいりたいと思ひます。

○部谷委員 そこで、先ほど質疑が行なわれましたが、公的年金制度の一元化というものが第二臨調で検討され、その方針が大体固まつておるといふふうな聞いておるわけでありませうが、この公的年金制度の一元化ということにつきましても、自治省としては本質的にどのようなお考えか、まずお答えを願ひます。

○大嶋政府委員 臨時行政調査会におきまして公的年金制度のあり方に関する見解がどんなものになるかといふことは、今後の答申を待たなければならぬと思ひますけれども、公的年金制度を一元化することにつきましては、今後の年金制度を考へるに当たりまして、究極的には望ましい方向だといふふうな考えでございませうが、いま直ちにこの公的年金制度を一元化するということにつきましても、各制度の目的なり沿革といつたようなことがそれぞれ異なつておりますことから、なかなか

困難な問題もあるというふうな考えでございませう。

○部谷委員 臨調から正式な答申が出ておるわけではありませぬけれども、新聞情報その他によりますと、現在の年金制度は、国鉄共済を初めとする三公社とそれから国家公務員、これをまず統合しよう、それが統合された後で厚生年金と地方公務員共済を加へる、さらにそうした被用者年金間の統合が行なわれた上で国民年金を含める、こういうふうな三段階方式といふことが新聞ではすでに報道されておるのです。だから、いま雲の先の話のような御答弁でしたけれども、もっと具体的な話が出てきておると思ひますが、いかがでございませうか。

○大嶋政府委員 私ども、直接には臨調でいまだういふ論議がされておるかといふことを伺つたこととございませぬので、明確なお答えができません。とを申しわけないと思つておる。

○部谷委員 いま一元化問題は、当然検討するべき問題であるけれども、各年金制度の歴史なりあるいは性格なりそういうものがそれぞれ相違があるの、そうしたものの配意をされながら、今後の年金問題は進められなければならないといふいまお話があつたと思ひますので、全くそのとおりだと思ひます。

そこで、年金制度というものは、最終的にはすべての公的年金を統合、一元化して、そして臨調でいま論議されておられますように、あるいはもうすでに幾つかの機関でも検討をされました、いわゆる基礎年金といふものが、基本年金といふものが、そうした形態にいくのがきわめて自然であり、そうならなければならないと私も考へておるのですが、そうした基本年金構想について御見解はいかがでございませうか。

○大嶋政府委員 基礎年金構想につきましては、御案内のように昭和五十二年の十二月、社会保障制度審議会の皆年金下の新年金体系におきまして、基本年金という名で提言されたものを初めとして、いろいろな提言が行なわれておるところでございませう。年金制度につきましても、この制度がいろいろ分かれておるというに伴ひま

す問題、あるいは長期的な費用負担の増加に伴います問題といったような、制度全般的にわたる問題として解決しなければならぬものが少なくないわけでございます。

基礎年金構想につきましては、今後の年金制度のあり方といったものを考えるに当たりまして、貴重な御意見であるというふうに考えておりますが、この建議につきまして、現在の社会保険システムをとりま日本公的年金制度の基本にかかわる問題があるといったようなことなど、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。したがって、今後とも各般の年金制度の改革構想といったものを参考としながら、将来とも給付と負担のバランスのとれた安定的な仕組みというふうなことになりますように、年金制度の改革について検討をしてみたいと思っております。

○部谷委員 八つの公的年金を統合していく必要があるということについての御見解をいただきたいわけですが、まず随より始めよという言葉があります。現実には地方公務員共済もいろいろと制度が分かれておられると思うのですが、一体地方公務員共済は現在制度は幾つ、どのような形になつておられるのか、お示し願いたいと思います。

○大嶋政府委員 この四月現在におきます地方公務員共済組合の組合の数でございますが、地方公務員共済組合が一つ、公立学校共済組合が一つ、警察共済組合が一つ、東京都職員共済組合が一つ、それから指定都市職員共済組合が十ございまして、それから市町村職員共済組合が四十七、都市職員共済組合が三十、合計九十一の組合になつております。また、年金財政の計算単位でございますいわゆる財政単位といえますか、これは十六単位、このようになっておるところでございます。

○部谷委員 そこで、この十六単位をつらつら眺めますと、これらが統合されてもちつとも不思議でないようなものがたくさんあるわけですね。たとえば東京都、指定都市、都市職員組合、こうい

うふうな組合は規模も小さくて、そういう意味での運用のむづかしさもあると思いますが、こうした規模の小さい組合、これの統合をまず進めなければならぬと思うのですけれども、これらの規模の小さい共済組合の財政状況はどうなつておられるのか、さらにまた、その統合についてどのようなお考えなのか、お答え願います。

○柳田委員 まず制度の仕組みでございますが、ただいま先生御指摘の共済組合のうち都市職員共済組合については、確かに三十の小さい組合に分かれておりますけれども、これは一つの連合会としての結びつきを持っておりまして、財政単位としてあるいは保険単位としては三十はまとめて一つということでございます。

それから東京都及び指定都市共済組合の財政状況でございますけれども、これは五十五年度末現在におきましては、たとえば収支比率は、要するに収入に対する支出の割合でございますが、おおむね五〇％以下のところが多くなつておりまして、一番高いところでも六七でございます。ただ、この六七は御承知のように追加費用の分が入つておりますので、実際の収支の割合というのはもっと改善といえますか、もっといいものになつておるはずでございます。

それから積立比率、支出に対して積立金が何倍あるかという率でございますが、この方の率を見ましても、一番低いところでも四倍のお金を持つておるといふようなことで、当面年金財政がどうなるというふうな状況ではございません。

それから、今後この十六単位をどういうふうにするかということについてでございますが、確かに財政上なるべく安定化させるためにこれらの財政を強化する必要があると思います。そのために私もいたしましては、東京都あるいは指定都市職員共済組合、それから都市職員共済組合等も含めまして、すべての地方公務員の共済組合について財政をプールのする、そういう方向で財政の強化を図りたい、あるいは安定化を図りたいということに検討をしておるところでございます。ただ、先

ほど来先生も御指摘のとおり、これまでの経緯等もございまして、いろいろ解決すべき問題も多いかと存じますが、早急に具体案を得てまいりたいと考えております。

○部谷委員 特に都市共済は、非常に財政悪化の傾向が強いのです。実は、去年の会議録をちょっと私繰つてみたのですが、その中でも呉市、大牟田市、鹿児島市等の都市共済の財政状況が非常に悪化しておる、それに対する対応策はないのかという質問に対しては当時の宮尾部長は、そのことをそのとおりだということ、特に呉市の場合など、五十四年からすでに単年度二億五千万円ほどの赤字になつておる、積立金は二十六億円ほどあるが、これをどんどん食つていくと今後大変なことになるといふ状況にあるというふうな言つておるわけですね。この都市職員共済三十がいま連合組織をやつてはおりますけれども、なおそういうところできわめて綱渡りの運用がされておるといふふうな指摘をされておるわけでありま

す。私は、先ほど申しましたようにまず随より始めよで、手元にあるそういうふうなところの統合にまず手をつけるべきである、このように思うわけです。今日までなかなかそれが進まないのは、いまつらいというお話もあつたわけでありまして、こういう組合の統合について関係者、理事者、それから組合員、そういう者の間の意見というものとはどういふふうになつておるのでしょうか。

○大嶋政府委員 都市職員共済組合の一部におきまして年金財政が非常に悪化しておると申しますか、単年度収支がもちろん赤になつておるところもあるわけでございます。これらにつきましてはいまお話もありましたし、御案内のとおり連合会の方におきましてある程度の調整をやつておる、追加費用につきましても今後ある程度調整ができるようにしたい、このように考えております。

いま直ちに各組合を全く一つに統合してしまふというところにつきましては、理事者側もあるいは組合員の方にもなかなか多くの問題点があるだらう、このように考えております。そういう意味合いにおきまして、先ほど福利課長がお答え申し上げましたように、年金財政をプールするような一つの方法はないだろうかということで、私どももそれから各共済組合も一緒になつて検討しておるといふような状況にあるということでございます。

○部谷委員 そういうことでまず当面規模の小さいところの統合をやつて、さらに先ほど挙げられた大きな四つの組合も漸次統合していくというふうなことで、最終的に地方公務員全体を一本化する方向で対応を進めていくということが必要だと思ふのですが、いかがですか。

○大嶋政府委員 年金制度の統合、これは全体として年金財政の基礎の安定化が図られるということになりまして究極的には望ましい方向だ、このように考えております。しかし、先ほど来申し上げましたように、各公的年金制度はそれぞれ目的、沿革を異にしておりまして、なお慎重に検討すべき点多々ございます。そういうことを考えながら慎重に今後検討していかなければならぬ問題だ、このように考えております。

○部谷委員 年金制度を現状のままに放置しておきますとパンクしてしまつてつちもさつちもいかなくなる、そういう認識についてはお互い相違はないわけでありまして、しかし、財源だけを一緒にすれば各年金の間にいろいろな損得といひますか、利益を得るところ、不利益をこうむるところ、そういうものが生じてまいりまして、いわば年金制度の根本であります期待感というものが失われるという結果になりかねないと思ふのです。

特に、いつも例に挙げられます国鉄のように成熟度が非常に高くなりまして、統合というものがだんだんむずかしくなる。そんな破綻したようなところを受け入れるのは真つ平だということになるわけでありまして、それだからこそ、こうした一本化統合というものは急がなければならないと思ふのです。いま、総じて地方公務員共済の成熟度というの

はどれぐらいになつておるのでしようか。何%ぐらいになつておるのでしようか。

○柳田委員 地方公務員共済組合全体で退職年金の成熟度を見ますと、一七・六%でございます。

○部谷委員 せいぜい二〇%未満のときにやつておきませんと、これはなかなかやりにくいということでありまして、ひとつ奮勇をふるつて取り組んでもらいたい、こうひとつ要望しておきたいと思ひます。

それから、地方団体における特別昇給の制度、こういうものがありまして、これが適正に運用されませんと地方団体にアンバランスを生じまして、こうしたアンバランスがありますと地方団体間あるいはまた年金制度間に不均衡が生ずる、そういう原因の一つをなすことになるわけで、こういうことがあると、これがまた一つの統合のネットワークになると思うのです。そうした人事管理面でアンバランスのないようにしなければならぬと思うのですが、そういう状態があるのかないのか、あるとすれば自治省はどのような指導をしておられるか。いかがですか。

○大嶋政府委員 いまお示しがありましたように、年金給付を有利にすることを目的といたした特別昇給を給与制度上取り入れている団体があるかどうかということは、ちよつと承知をいたしていませんのでございます。申し上げるまでもなく特別昇給は、給与制度におきまして成績主義を實質的に確保するために、勤務成績の特に良好な職員を給与上優遇することにあるわけでございまして、私どもとしては、この制度の趣旨に沿った適切な運用がなされるように指導をしておるというところでございます。

○部谷委員 大臣にお越しをいただきましたので、ここで基本的なことについてお尋ねいたします。先ほど政務次官にもお尋ねをしたわけですが、高齢化社会というものが急速に進んできておりますが、こうした高齢化社会に対応したわが国の社会保障が問は直されなければならない。そういう

中で第二臨調が抜本的な改革案を固めた、こういうふうになつておるわけですが、それによりまして、いま数多く分かれております年金制度を、まず財政が一番悪化しておる国鉄共済を電電、専売に統合し、さらに国家公務員共済などと統合していく、次いでこれに厚生年金、地方公務員共済を加えまして、被用者年金間の統合を行つて、そして最後に国民年金を含めた全体の統合を行う、こういう三段階方式を示しておる、そうした提案がされようとしておるわけでありまして。

そういう三段階方式に加えて、また基礎的年金方式で一本化するべきであるというふうな提案がされるというおるわけでありまして、この公的年金に関する臨調の方針について大臣としてのお立場から御見解をいただきたい、このように思ひます。

○世耕國務大臣 正確には調査会の具体的な答申が出た機会を待たなければならぬとは思ひますが、いま言われておるように、またただいま御指摘がありましたように、年金が将来破産するんじゃないかとよく言われておりますけれども、これは意外に予測よりも皆さんが健康でなかなか長生きして、生存年数がだんだん上昇して高齢化になつてきた。高齢化になると年金を受ける幅と数がうんとふえてきますので、それが予測をはみ出たような思ひや結果になつた、こういうことに由来するわけでございまして。年金の危機というものは、主にそういうところに由来してゐると思ひます。私は、やはり御指摘のように、将来に向かつてはいろいろ年金を統合して、一本化していくのが本来の正しい姿であると思ひます。

ただし、年金もいろいろ種類がございまして、一番最初の年金制度をつくること、歴史、沿革が、みんな年金ごとに全部違つておりまして、これをどういうふうに通していかうかということが今後の大きな課題であると思ひます。それを調整しながら一元化を図つて、足らないところへは回していくとか、足りるところは少し地ならしをするとか、そういった一元化の方向に向か

つていかないと年金の基礎がますます危ぶまれていく、このようなことを感じておる次第でございします。

私どもの方としましては、いろいろむずかしい問題はありますが、一元化に向かつていろいろな検討を加えながら、つまり当面は安定的な仕組みになるように各制度間の整合化に配慮しながら、制度の見直しを続けて検討してまいりたい、このように思つておるものでございします。

○部谷委員 八つの公的年金相互間のそうした整合化を図つていくという方針につきましては、大臣も、ひとつ積極的に取り組みたいという御答弁であつたと思ひます。同時にまた、これは各省庁を通じて広範な問題であります、大臣自身の決によつて、あなたの手元でやれる問題が実はあるのです。それは、地方公務員共済組合が単位にいたしまして十六単位あるわけでありまして、この中には規模が小さくて運用のきわめてむずかしいところもいろいろあるわけですが、たとえば都市共済組合などは、いま三十都市ほどそれに加盟をいたしておられます。そういうところの財政状況が必ずしも十分でないという指摘がすでに何度もされておるわけでありまして、そうした十六単位の地方共済組合をまずやはり統合化していく、そういうことから始めなければならぬと思ひます。けれども、大臣の御決意はいかがでしょうか。

○世耕國務大臣 地方公務員共済組合の場合、高齢化社会がやつてくる、それに並行した物の考え方をしてみますれば、現行の財政単位、地方公務員共済組合十六単位のものの見直しはぜひとも必要であると考えております。共済組合の財政をプールの形で、財政の安定化を進める方向で検討を行つておるところでございますが、これまでのいきさつもありまして、解決しなければならぬ問題点が非常に多いのでございしますが、地方公務員共済組合の将来のために、ぜひとも早急に具体案をつくりまして将来に向かつて対処してまいりたいと思ひます。

○部谷委員 年金制度の統合問題についていまお尋ねを続けてきたわけでありまして、残つた時間を個別の問題についてお尋ねしていきたいと思ひます。

今回の年金額の改定は、人事院勧告による給与改定に横並びして行われたもの、こういうふうにお尋ねしますが、そのような理解をしてよろしうございまいしょうか。

○大嶋政府委員 地方公務員共済組合が支給をいたしております年金の改定につきまして、これは従来から恩給の取り扱いに準じて改定をしてきたところでございします。恩給におきまして増額方式と申しますのは、昭和五十一年度以降、恩給年額の計算の基礎となります法定俸給、これは前年度におきまして現職公務員の給与の改善傾向を分析した結果に基づきまして増額することとされておるわけでございします。したがつて、前年度におきまして公務員給与の改善傾向が共済年金の額の改定に反映されるというような仕組みになつておるところでございします。

○部谷委員 公務員の給与は人事院勧告が出された場合に、その年の四月にさかのぼつて実施されるというふうになつておるわけですが、年金額の改定は、一年おくれで翌年から実施される、こういうことになつております。このことは過去引き続いて毎年議論されることであり、指摘されることでもありますけれども、依然として改善されていまいわけでありまして、なぜこれが改善されないのか。いかがですか。

○大嶋政府委員 年金額の改定を公務員給与の改定時期に合わせるということにつきましては、一つには多額の財源を要するというところもございしますが、ひとり地方公務員共済年金制度だけの問題でもございまして、恩給あるいはその他の公的年金制度に共通する事項でございします。そういうことから、にわかに一年おくれを改めるということもむずかしいわけではございますが、今後とも各省と協議しながら慎重に検討を続けてまいりたいと思つております。

○部谷委員 国や地方に忠誠を誓つて、一生懸命

仕事をし、そしてやっと平和な生活に入ったら、ばそのような値切りをされるのじゃ、公務員はたまたものじやないと思ふのです。しかも、五十二年から四月実施ということが定着してまゐりました。それを今度は五月、一月月これも値切ったわけでありませうけれども、これはどういう理由なんですか。

○大嶋政府委員 地方公務員の共済年金の額の改定につきまして、従来から恩給法の取り扱いに準じて措置をしてきたわけでございます。その改定の時期につきましても、同様に恩給の改定時期に合わせてきておるところでございます。今回、地方公務員の共済年金の年額改定の実施時期を一月繰り下げまして、五月の実施ということにいたしましたのは、恩給法等の一部改正法におきまして、恩給年額の改定時期が去年より一月繰り下げられて五月実施とされていることから、国家公務員の共済年金と同様に恩給との均衡を図ったということでございます。

○部谷委員 現在、年金スライドの指標は給与改定に準ずるということになっておるのですが、年金の社会保障的な性格を考慮した場合に、年金間の制度の違いを是正していくという意味からも、厚生年金や国民年金などの公的年金と同様にスライドさせていくということが一つ考えられるわけですね。物価スライドと人動スライド、いずれかをとっておるわけなんです、これはその年によって、どつちかをとることによって利益、不利益、損得が出てくるわけですが、本質的には物価スライドをとるべきなのか、あるいは人動のアップ率をとった方がいいと思われるのか、その点いかがですか。

○大嶋政府委員 公務員の年金の額の改定に物価スライドをとるべきか、それから現職の公務員の俸給の額の改定をとるべきかという点については、大きな問題は確かにあると思いますが、私どもは公務員として長年勤務をいたしまして退職をされた方に対する年金の支給ということでございますので、原則はやはり恩給法の改正に見られますように、現職公務員の給与改定の状況といったものが反映されるような改定というのが正しいのではなからうか、このように考えております。

○部谷委員 これは、その年その年によつていろいろ逆転することがあるので、われわれといたしましてもなかなか質問のしにくいところでありまして、これはその辺できょうはとめておきたいと思うのです。

それから、年金の最低保障額は、厚生年金保険法あるいは恩給法に準じて定められておるわけですが、この最低保障額の適用を受けている人はどれくらいでしょうか。

○大嶋政府委員 退職年金の最低保障の適用を受けておる人の数でございますが、五十六年三月三十一日以前の退職者にかかれます推計で申し上げますと、ことしの三月三十一日現在、新法の退職年金受給者が約五十八万四千八百人ほどございまして、その一・二％に当たります六千七百七人余りが適用を受けておるというふうになっております。

○部谷委員 遺族はどうですか。

○柳説明員 同じ起点でございますが、公務外遺族年金の受給者数のうち二九・四％が最低保障の適用者となっております。

○部谷委員 ある県の退職者にかかわる資料によりますと、昭和五十五年の資料ですが、最低保障額の適用者の割合は、旧共済年金法適用者で退職年金の九三・三％、遺族年金の九四・六％が最低保障額である。新共済法でも、遺族年金の受給者は五〇・六％、半分は達してゐる。そしていま、新法によるもの二九・四％という御指摘。ちよつと私が調べたところ、五〇・六％というところになつておるのですが、そういうかなり多くの人が最低保障にとどまつておるということになるわけですね。ということは、最低保障額以下の人が非常に多いという事ですね。そうすると、最低保障額のあの線が適正であるかどうかという疑問が出てくるわけでありまして、その点、そうした最低保障の算定方式というものは改善されなければならないというふうに思ふのですが、いかがでしょうか。

○柳説明員 最低保障額の算定につきましては、先生もう十分御承知のとおり、厚生年金あるいは恩給との関連で算定をいたしております。最低保障額の水準についていろいろ御意見のある方もいらっしゃると思ひますけれども、年々これの引き上げを——わずかという御判断になるかもしれませんが、これまで引き上げてきたところでございます。今後とも同じように、関係各省ともお話をしながら、最低保障の充実ということも考えていかなければいけないと考えております。

○部谷委員 時間が参りましたので、最後に一問お尋ねをいたします。

現行の共済年金制度は、厚生年金制度と同様に、婦人、とりわけ離婚した女性の方にとつてきつめて不利だ、こういうふうになつておるわけですね。離婚した奥さんが国民年金に入つていない場合には無年金者になる、こういうことになるわけでありまして、離婚後に国民年金に加入したといふたし、加入期間が短ければ受給額はごくわずかになつてしまふ、国民年金に加入できない六十歳以降の離婚でありまして無年金生活を強いられる、こういうことになるわけでありまして。

共済年金は国民年金と違ひまして、もともと世帯を対象としておるわけですが、遺族年金は妻に対する遺産といへば、離婚したからといってここで全く無関係になるということについては私は不合理だ、こういうふうな考え、そういう意見もまた出されておるわけですね。厚生年金につきましても、この問題について本格的な検討に入つておるといふふうな聞いておるのではありませんが、共済年金の方ではいかがですか。こうした問題の御検討がされておるのかどうか、あるいはこうした問題に対する御見解はどうなのか、最後にお尋ねします。

○柳説明員 ただいま御指摘の妻の位置につきましては、公的年金全体の問題でございます。共済制度におきましても、つとに妻の年金の問題についてはいろいろと指摘があるところでございます。

○部谷委員 終わります。

○中山委員長 三谷秀治君。

○三谷委員 年金問題については大体問題点が指摘されまして、答弁も承りましたが、特に問題になつております一月月おくらせるという問題ですね。五月に実施をしたという理由が、聞いております限りは明確でありません。五十二年以前は四月実施が強く要求されておりました、四十八年以前は十月実施、四十九年から九月実施、五十年から八月実施、五十一年七月実施と逐年改善されてきて、ようやく四月実施が定着した時期になつてきたのが五月におくらせられるのか。この論理的な根拠が依然としてわかりませんが、これをお聞きしたいと思ひます。

○大嶋政府委員 御案内のように共済年金の額の改定は、従来から恩給法をどういうふうにするかというその取り扱いに準じて措置をしてまいつたところでございます。これを改定いたしますその時期につきましても、同様に恩給の改定時期に合わせてまいつてきております。

今回、地方公務員の共済年金の年額改定の実施時期、これを一月おくらせまして五月実施というふうにしたのは、恩給法の一部改正法におきまして、恩給年額の改定時期が昨年よりも一月繰り下げられて五月実施とされておるところから、国家公務員の共済年金と同じように恩給との均衡を図つたものでございます。

なお、余分なことでございますけれども、五十七年度……（三谷委員「余分なことは言わぬでよろしい」と呼ぶ）

○三谷委員 恩給改定に準じたと言ひますけれども、恩給改定という国の処置に何から何までも準じなくちやならぬというような法律の規定があるわけですか。

○大嶋政府委員 地方公務員の共済年金制度は恩給の制度と同じであるというふうな規定はもちろ

んごいせんが、年金の中に恩給制度を引き継いできたという過去の経緯等もございまして、従来からそのような慣例と申しますか、そういう取り扱いをしてきておるわけでございします。

○三谷委員 恩給とそれからいまの共済制度ですね、これは仕組みが異なるものではないかと思ひますが、その点はどうなんでしょう。

○大嶋政府委員 御案内のように地方公務員の共済年金制度と申しますのは、社会保障としての性格を持っております。公的年金制度でございまして、実質的に厚生年金保険を代行するものでもあるわけでございします。一方従来の恩給あるいは退職料制度それから旧共済制度といったものを統合して設けられた経緯もございします。そういうことでありますので、恩給制度それから厚生年金保険制度の内容といったものを考慮した給付の体系、給付の水準になっておるわけでございします。

したがって、その改正につきましても、恩給制度それから厚生年金保険制度等との均衡を図ることが必要であるというふうに考えております。

また、共済年金の基礎となります組合員期間のうちかなりの部分が、恩給公務員期間あるいはこれに準ずる期間というふうになっておりまして、この点からも恩給との均衡を図る必要があるというふうに考えております。

○三谷委員 恩給費といひますのは全額が国庫負担だと思ひます。それからこれについては、臨調の答申の中にも「恩給費の増加を極力抑制」という言葉があります。まあ、これは国の諮問機関の意見ですから、それを全部絶対的なものとして国の施策に反映しなくちゃいけないという根拠は何もありませんが、一応臨調も恩給費については言っております。この共済制度についても、種々の答申が臨調から出ているようでありまして、五十七年度において恩給に準じて共済の抑制を行えという、そういう指摘はありましたでしょうか。

○大嶋政府委員 そういふ指摘はなかつたと記憶をしております。

○三谷委員 まあ指摘もないし、それから国庫に

おける負担の実情も違うものですから、それをそのまま横並びに引き写しという処置が果たして妥当なのかという疑問は残つてくるわけでありまして、要するに、これは地方公務員の年金生活者の生活に対して重大な影響を与えるものでありますから、少なくともそういう制度改正をしますときにはそのことをよく考えてやっていくことが必要になつておるわけでございします。この処置によりまして公務員共済全体としての程度の財源の節減ができるわけでしょうか。

○大嶋政府委員 年金の改定時期を一月繰り下げることによりまして節減額ということでございますが、昭和五十七年度におきましては、地方公務員共済組合全体でおおむね五十億円程度ということになると思つております。これを年金受給者一人当たりで見ますと六千二百円程度になるうか、このように考えております。

○三谷委員 地公共共済としての積立金は幾らあるのでしょうか。

○大嶋政府委員 地方公務員共済組合全体の長期経理の積立金は、これは昭和五十五年度末でございしますが、七兆四千七百八十九億円ということになっておりまして、これが五十六年度末には八兆五千億円程度になるといふふうに考えております。

○三谷委員 そうしますと、財政的に見た場合、地公共共済に限つて言えば一月おくらせる理由は存在しないということになってくるわけでありまして、そういう財政的な根拠がありながら地方公務員に対して、その退職者に対して少なからぬ負担をかけるような処置が、単に権衡上の問題だけでとられておるわけなんでしょうか。

○大嶋政府委員 先ほども申し上げましたように、従来から恩給の改定措置にならないうちに地方公務員の共済年金の額も改定をしまつたわけでございます。そういう意味合いにおきましては、均衡、権衡上のところからというふうにお考えいただいてもいいかと思ひます。

○三谷委員 いいかと思ひます。——そう

いうことなのでしょうけれども、国家財政に格別な負担を及ぼすものでもない財政上の条件もあるという中で、地方公務員年金生活者に対して六千何ぼですか、いまの生活難の中でさらに年金額の引き上げ等が要求されておる中で、そういう処置をおとりになることは、この制度そのものの本旨からしましても好ましい処置ではないと思ひます。その点から申しますと、いま野党が共同で修正の提案を提起しておるわけでありまして、これを受け入れるべきだと私は思ひます。大臣どうでしょうか。

○世耕國務大臣 地方公務員共済制度だけでは、なかなかそういったことができないというふうには私に考えております。

○三谷委員 その大臣の答弁、中が抜けてしまつて結論だけ出ているものだから非常に理解しにくいわけですが、財政上の困難性があるとか、あるいは積立金も底をついたとか、あるいは国に大きな負担をかけるかということだと別で述べけれども、そういう条件が全くない場合には、地方公務員ですから地方自治の本旨に立つて処置するということが忘れられたのではないのかと思ひます。

○世耕國務大臣 御指摘の点は、私も何となくそういう感じがしないでもないのですが、恩給制度がずっと戦前からありまして、それから途中でこの共済年金というあれに変わつて、御指摘のように内容というか趣旨が若干違つたのでございしますが、流れは一つの流れを踏んできておるわけで、内容がある時期を契機として変わったわけでございますが、やはり自治省としては、地方公務員の場合でも国家公務員でもそんなんですが、恩給と共済年金との間の一つの均衡を図つていかなければならない。これは両方、性格が違うというふうないろいろな御指摘ももちろんあるのございしますが、やはりわが省としては均衡を図つていく。そのためには、地方公務員の共済年金だけ改定時期を繰り上げるということがきつめて困難である、こういうふうなことではございします。

○三谷委員 この点につきましては朝から議論がなされておまして、なかなかこのところを是正することがむずかしいようでありまして、繰り返しては申し上げませんが、これは論議のあるところにつくという態度でいきまさんと、議論を幾らしても、そして道理のいかんにかかわらずそれでいくんだということでは、国会の機能というものは損なわれますから、そういうことがないようには私は特にお願いしたいと思ひます。

それから、総理府の恩給局からお越しになつておりますが、もう結構でございします。同じことでしょうか。

もう一つお尋ねしますが、保育所従事者の間に頸肩腕症、腰痛症等の病症が多発しております問題は、四十五年の日本産業衛生学会の細川報告以来、社会的問題にもなつております。

最近、自治体単位で保育全員の健康診断を含む総合的な実態調査が実施されておりますが、最近大阪では、東大阪、大東、枚方市等で行つたわけですが、その調査結果の概要が関西医科大学の衛生学教室によつて分析されて公表されておりますが、それによりますと、医療を必要とする判定されたものが三%から一二%、疲労の蓄積によつて就業上も健康管理上も相当な注意を要するといふものが五%から二五%、自覚症状や筋の一部の圧痛あるいは硬結等があるものが二七%から三八%、こういう数字が出ております。この調査によりまして、保育が慢性疲労から頸肩腕障害、腰痛症等の疾病に罹患しておることが明らかになつております。

単一の職種におけるこのような高い異常率は、保育の健康状態が憂慮される状況にあり、業務との因果関係を示唆するものとなつておると思ひますが、その点についてはどのようにお考えになつておるのでしょうか。

○大嶋政府委員 保育の頸肩腕症等に係ります公務災害の認定に当たりましては、具体的に保育の職歴あるいは勤務状況、業務量、作業の態様、生活状況、既往の病歴といったようなものについて

調査検討を行つておるところでございます。当然、健康状態につきましてもその実態を把握するようにしておるところでございます。

○三谷委員 自治省のあなたの前任者、宮尾さんは、一昨年私がこの問題でお尋ねしましたときには、頸肩腕症の発症状況については把握していないとお答えになった。それから昨年、大阪、京都の保育関係者が自治省に参りましてこの問題について折衝したわけですが、その際にも、実態を把握してほしいという要望に対して、情報交換は基金を通じてやっておるが、調査はしていないとお答えになっておる。そういう答えでありました。いまはそうではないに、調査をして実態をよく把握しておるといふことなんでしょうか。

○大嶋政府委員 私がいま申し上げましたのは、公務災害の認定に当たりまして具体的な例が出てきた場合に、いま申し上げましたような態様なり勤務状況なりあるいは過去の病歴等について、調査、検討を行つておるといふことを申し上げたつもりでございます。

○三谷委員 私がお尋ねしているのは、個別の病状がどうかとかどうかということではないに、これが職業との因果関係によつて発生している、つまり職業病的な要素を持つものではないか、そういう扱いをすべきものではないかという観点でお尋ねをしておるのでございます。それで、これは前回の委員会でお尋ねしましたときには、石破自治大臣でありましたが、医学的な結論が出るまで放置するというわけにもいかない、関係方面とよく協議して一日も早くこの問題の解決をしたい、こうお答えになっております。この問題の解決をしたいというの、これを公務災害として扱う方向において解決するという意味だと私は理解しておるわけですが、そうしますと、石破大臣がこのような答弁をなさつておるわけですが、この公務災害認定問題はどのように改善されたのか、どのような状況がいま進んでおるのか、お尋ねしたいと思います。

○大嶋政府委員 保母の腰痛あるいは頸肩腕症候群、これにつきまして職業病としての認定をどうかどうかということ、これはその疾病と業務との因果関係が医学的に十分に立証されなければならぬということがございます。そこで、医学的な因果関係の解明も含めまして、労災、国公災の動向等も参考にしながら、慎重に検討してまいりたいということにしておるところでございます。

○三谷委員 それは二年前におつちやつたことと同じことなものであつて、その後どのような改善ができたのかということをお尋ねしているわけですが、

○大嶋政府委員 具体的にどのような改善ができたかという点につきましては明確に申し上げることができませんけれども、労災の動向等、関係機関におきまして情報の収集、そういったことには努めておるところでございます。

○三谷委員 情報の収集に努められて頸肩腕症候群の発生状態あるいは腰痛症候群の普遍的な発症状態、これをどのように捕捉されておりますでしょうか。

○大嶋政府委員 医学的な問題、それから職務との因果関係の問題等いろいろございますので、いま申し上げる明確な結論には到達をいたしていませんところでございます。

○三谷委員 昭和五十一年の地方公務員災害補償法改正の際の附帯決議にもうたわれております。この附帯決議といふのは「地方公務員の良好な職場環境の保全、健康管理のため、疾病発生の状況等について常に調査し、公務による傷害、疾病の状況把握、予防、指導の体制を確立すること。」ということが附帯されております。

それから、元来この法律そのものが、ここうたわれておりますような内容を本旨にするものでありますから、当然自治省としても公務員の職場環境の保全とか健康管理だとか疾病発生の状況等について常に調査することが必要だと思ひますけれども、さつき申しましたように、公務員部長は——あなたと違ひますよ、前の公務員部長は何か把握していない。去年の交渉は、恐らくあなた

が公務員部長になつてからと違ひますか、これは基金を通じて情報を収集しておるといふ程度のことしか言つてないんだ。それではこの法律の円滑な運用を図る立場にある者として、あるいはこの附帯決議を実行する立場にある者として、少し職務の怠慢ということになりはしませんでしょうか、どうですか。

○大嶋政府委員 保母の問題に限らず快適な作業環境の形成を促進いたしまして、職員の安全と健康を確保するということは、職員にとりましても、またもちろん地方公共団体にとりましても重要なことであると思ひます。各地方公共団体でそれぞれ適切な対応をしておるとは考えておりますけれども、自治省といたしまして、今後とも安全管理体制の整備促進が一層図られるように指導に努めてはまいりたい、このように考えるところでございます。

○三谷委員 この問題の一番基本的な点というのは、大臣、私は前回も申し上げましたけれども、保母さんだけじゃありませんけれども、公務員の災害補償制度は無過失賠償理論によります損害賠償の制度ではないわけなんです。いわゆる対等な市民相互間の損害の公平な負担を目的にするというものではない、つまり市民法の次元のものではないということなんです。ですから、これは財産の損害だとか精神的な苦痛に対する慰謝料などは、この公務災害補償には含まれてはおりません。ですから、この災害補償制度といふものは憲法の規定に準拠するものであります。すべての国民に勤労の権利を保障しております憲法の規定、そして生存権、勤労の権利の保障を公務員災害の補償の面で具体化するものだと思います。

ですから、これについて病気の要因だとか相当因果関係だとか、こんなことをしばしばおつちやつてゐる。それは要するに、損害賠償の制度でありますならば相当因果関係といふものが厳格に追及されなくてははいけませんけれども、そういうものではない。これは、今日の社会制度のもとで法的に発生します労働災害や職業病の犠牲者であ

る労働者とその家族の生活を保障して勤労の能力を回復させるという制度のものでありますから、その素因とか因果関係とかいふものは重要な要因ではない。要するに、そういう災害補償の状況が発生して勤労に支障が出ておるといふことが重要な要因であつて、素因がどうかとかどうかというのとは、いわば副次的な問題にすぎないというのが私の考え方なんです。その点はどうかお考えでしょうか、大臣。

○大嶋政府委員 公務災害補償制度、これはいろいろむずかしい問題もあると思ひますけれども、基本的には公務によりまして災害を受けました場合に無過失責任の原則に基づいてその失つた利益を補償する、こういう考えに立つておるといふふうに考えております。また、具体的な公務災害の認定ということになりますと、これは国公災なり労災との間の権衡も失しないようにしなければならぬわけでございます。そういう意味合いで他の取り扱いといったことも当然考慮してまいらなければならぬというふうに考えております。

○三谷委員 公災補償の制度を損害賠償の一形態と考えるから、必然的に公務と損害との間に相当因果関係が必要である、こうなつてくるわけですが、因果関係がなくなつて現に地方公務員がそういう一般的な疾病、しかも普遍的に集中的に受けておるといふ事態があれば、それはそれとして当然公務災害として救済措置は講ずるといふ性質のものでなくてはならぬと私は思ひます。要するに市民が、対等、平等な関係に立つて、そして損害を生じたという場合、これは当然因果関係が必要になつてくるけれども、そういうものではないのではないかと私は思つておりますが、大臣どうでしょう。

○大嶋政府委員 大変むずかしい問題でございますけれども、同じようなことになるかと思ひますが、公務災害の認定に当たりまして公務と災害との間に相当因果関係が認められるかどうかということによつて判断をしております。このような考

え方は地方公務員災害補償基金だけでございませんで、国公災、労災を通じて災害補償制度の基本的な考え方とさせていただきます。こういった考え方を要するということになりますと、ほかの同じ種類の制度との均衡の問題がございまして、これはやはり慎重に検討を要する問題であろう、このように考えるわけでございます。

○三谷委員 これで長い時間をとりましてまた時間が経過しますからおきますが、昭和四十二年の立法時の速記録を見ましても社会保障立法という言葉を使っている。社会保障制度なんだ。損害賠償制度じゃない、社会保障の制度であるということがうたわれておいて、そして公務員の生活保護、福祉の増進ということがうたわれておる。この点から見ると、いまあなた方が解釈されておられます損害賠償の形態としての制度というものは全くないということであろうと私は思います。要するに、民法や刑法上の問題ではないんだということだと思えます。

そのことを一つ前提にしまして、いま基金の支部、ここで母の労働負担の過重性、つまり職業病として認定をする条件としての労働負担の過重性の基準としておるの何ですか。

○大嶋政府委員 具体的に申しますと、勤務状況、業務量、作業の態様、その他幾つかございしますが、そういったものであろう、このように思っております。

○三谷委員 基金支部が過重性の基準としております三つの項目があるようであります。それは、一つは児童に対する母の人員が厚生省の定めた最低基準に達しておるか否か。達しておる場合は労働負担の過重ではない、要するに職業病的なものとは認められない、こういう考え方。それから、保育所の面積が厚生省の定めた最低基準に達しておるか否か。達しておれば、その場合は労働の過重性は認められない。三つ目は、母の年間の超過勤務時間が百五十時間を超えておるか否か。超えない場合は労働の過重とは言えない。この基準に基づいて基金では一律的な審査をされておる、

そういう状況にあるのでございます。

つまり、行政的な基準と医学的な判断とを混同してしまっている。そのような行政的な基準があればそういう職業病が出るはずはない、そういう考え方に立つてこれは処置されております。この行政基準が実態に合わないことは、各自自治体が基準を上回る母の配置をやりまして、あるいは収容面積の改善を行っておる事実から見ても明らかでございますが、それでもなおこの種の職業病的な疾病が急増しております。ところが、基金の支部では、この行政上の設置基準を下回る場合を除いて過重性の根拠がないとしておりますが、これは正しい判断なんだろうか、正しい基準なんだろうか。

○大嶋政府委員 公務災害の認定に当たりましては、いまお示しの厚生省の児童福祉施設最低基準というふうなものも総合的な判断の中の一つの要素ではあると思いますが、個別具体的に、被災職員の職歴なり勤務状況なりあるいは作業の態様なり既往歴といったようなものを調査いたしました上で医学的な意見を求めて、それらを総合的に考慮して、業務とその疾病との間に相当因果関係があるかどうかということとを判断して認定しておると思っております。この最低基準がどうあるべきかということにつきましては、これは所管庁におきまして判断し検討していただくべき問題ではなからうかと思っております。

○三谷委員 私が尋ねましたのは、いま一般に基金の支部で行っております第一次の審査におきましては、この三つの基準を基礎にして認定をするということをやっておるわけですか。それで、その行政上の施設の基準と医学的な関係というのはどういう関連性を持つのか、それは別なものじゃないかと私は思います。たとえば、施設が非常に広くても労働の負担が軽減されるとは言えません。そういう点からしますと、この基準で一律に審査をするということ自体に大変間違いがあると思えますが、その点はどうかでしょうか。

○大嶋政府委員 勤務の過重性を判断する一つの根拠にはなり得ると思えますけれども、それが公務と災害との相当因果関係を持つかどうかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、医学的な要素等も含めて総合的に判断することがいいのではないかと、このように思っております。

○三谷委員 それはあなたのおっしゃるとおりだと思います。ところが、実際に基金の支部に行きますと、専門の職員を配置しなかったという法律制度になっておりますから、労災や職業病の知識のない事務担当者が第一次の審査をやる。その審査は、いま申しました三つの条件を大前提にして結論を出している、こういう状態になっております。こういう状態について御承知なんでしょうか。御承知であれば、これについては指導を強化していただく必要があると思えますが、どうでしょうか。

○大嶋政府委員 基金の支部におきまして、具体的にどういふ基準でやっておるかという詳細につきましては、私、いま承知をしております。公務災害の認定が適正に行われるということから、必要な指導はしてまいりたいと思っております。

○三谷委員 抽象的でなしに具体的に答えてください。こういう機械的な基準で公務上外の認定をしたのでは、これはたまたまのものではないわけですから、そうでないようには御指導を願いたいと思っております。

○大嶋政府委員 私は、先ほど申し上げましたように、個別具体の問題になりますと、職員の職歴、勤務状況、作業の態様あるいは既往歴といったようなことを調査した上で、医学的な意見を求めて総合的に判断しておるもの、このように考えておるわけでございます。したがって、その間に相当因果関係があるかどうかということが問題になってくることにならうかと思っております。

○三谷委員 あなたがそのようにお考えになって

おりまして、現場ではそういうふうな状態がありますから、それについては適当ではないではないか、指導すべきではないか、こうお尋ねしているわけだ。

○大嶋政府委員 公務災害の認定に当たりましては、私がいま申し上げましたような考え方に立ちまして認定を行うように、これは指導してまいりたいと思えます。

○三谷委員 地方公務員の災害補償制度は、民間と比べまして非常に閉鎖的といえますか、非民主的であるということが強く言われております。その一つは、審査の方法であります。民間の場合は現場の視察を行っておりますが、地方公務員の場合は原則的に書類審査だけでやっております。この書類審査の基準になりますのがさき申しました三点です。それで大体片をつける、こういう状況になっております。しかし、これは民間と同じように、現場の視察なども実際に行つて労働条件や労働状況もよく調べて、そして結論を出す必要があると思えますけれども、自治省はどうお考えでしょうか。

○大嶋政府委員 審査会の審理手続につきましては、御案内のように地方公務員災害補償法五十一條四項の規定に基づきまして、行政不服審査法が適用されるわけでございます。そこで権利救済を簡易迅速に行いますために、書面審理の方法によつて行うことを原則としておるわけでございします。

現地調査につきましては、申し立てがあれば必要に応じて行うこととされておりますので、必要があれば現地調査ということもあり得るといふふうに考えます。

○三谷委員 あり得るといふのでなしに、実際に全国の保育所等におきまして起きました被害について訴えた場合に、さき申しました三つの点で判断を出して、そして現場の労働条件や労働状況などについては見えないという実態になっておるわけですか。あなたのおっしゃいますのとは少し事実が違ふので、そういう状態でありましたら実態

○大嶋政府委員 審査会の手続でございますけれども、地方公務員災害補償法の規定に基づきまして行政不服審査法が適用されるわけでございます。そこで、権利救済を簡易迅速に行いますためために、書面審理の方法によって行うことを原簿に

てくる。不服審査の訴えも出てくるということになつてくるわけであつて、まず基金の支部でそういう弱点を是正をしてそして民主的に、何らこれは隠蔽すべきものはないわけでありますから、公開の中で物事を行つていくという態度に変えるべ

ほど社会奉仕に徹した方でもなければ、時間をかけてこれを綿密に調査をするということにはならない。だから労働省の三基準によって、大体父母さんが児童一人当たり何人おるか、あるいは面積何ぼあるか、何時間残業しておるかということ

が非常に多いのでございますが、ここを何とかしようというところに一番問題があるかと思ひます。

るありましたけれども、非公開にするのにはそれなりのかなりの理由もあるところだと思ひます。公開にしますと、公開にした方がいろいろある議論があるのですが、いま申し上げたような議論が百出して結論がなかなか出てこない、こういう面が非常にあるかと思ひます。それから非公開にしますと、これは物の見方ですが、けしからぬと言えなければならぬという論理も成り立つかもしれないのですが、やはり早く結論が出る可能性はある。まあ、労務災害とか公務員災害というのはそういう性格を持っているものだというふうに私は考へておきます。

○三谷委員 お答えになったのは、何かお尋ねしたうちの一部分だけちよちよ切つてお答えいただいたので、もう少し全面的にお答えいただきたいと思ひますが、いまおっしゃいましたような点は全くおっしゃる点と逆なんです。民間の場合の審査というものは、大体三カ月から六カ月で出ますけれども、公務員の審査結果というものは認定までの期間が、ひどいのは四年も五年もかかっている。私は、ここに幾つかの実例やその該当者の資料も持っておりますが、時間がありませんから申し上げませんが、非公開にしているから早い、そういうのは全く大臣がいま唐突に発想されたことであつて、具体的事実はそうでないことをはつきり示しております。ですから、いま申しました点については、そういう強弁をなさらずにいろいろ研究をして、そして是正すべき点は是正するという態度をとつてほしいと思ひます。

これは後でお答えいただいで、時間がありませんからもう一つ、労働省が見えましたが労働省にちよつと聞いておきます。

労働省は、保母の頸肩腕症及び腰痛症が労働基準法施行規則三十五條の職業性疾患とされてない、その理由については医学的なコンセンサスが得られる段階まで達していないとして、さらに各種の研究文献あるいは医学的情報を収集して、新しい結論に従つて行政を適切に運営するよう努力していくとお答えになっておりますが、その後で

のような医学的研究が行われましたか。そして、その結果はどういう帰結になろうとしておりますか、お聞きしたいと思ひます。

○林説明員 お答えをいたします。

労働省としては、頸肩腕症候群等の認定基準の中に保母を入れるかどうかという問題については、いろいろな先生方に委託研究をしておるところでございますが、現在のところ、前と異なつた新しい結論は出ておりません。

申し上げますと、業務上の頸肩腕症候群は、主として上肢の繰り返し作業あるいは一定の姿勢の保持作業によつて、上肢の全部または一部の機能に過度の負担がかかることによつて発症するといふことが医学的に確定している事実でございます。そして、保育所の保母の行う業務につきましては、重心身障害施設等の保母等については、入浴、排便等の介助作業の中で一部精神的な負担も大きいことから、それに該当する業務が認められる場合もあり得ますが、一般保母業務としては多種多様な作業態様があつて、その多くは全身的な労働が主体であることから、その業務が内容的に見て直接頸肩腕症候群を発症せしめるというの特異性を現在医学的な治療としては得られておりません。したがつて、現在では保育所における保母の問題につきましては、特に明らかな労働負担が認められる場合、個別にその業務との因果関係を明らかにすることによつて認定することになつておられます。

○三谷委員 それでは、この頸肩腕症候群あるいは腰痛症候群というものがなぜ保母の間に集中的に蔓延してくるのかという点の答えにはなりません。

そこで、これは東大阪市の昨年の三月の調査であります。保育所の職員四百八十人につきまして特殊な健康診断を行った報告書も出ておりますが、これは御承知ですか。

それから昨年、京都の民間保育所の保母であります高津千鶴子さんに対する中央労働保険審査会から出されました裁決があります。この裁決によ

りますと、厚生省が設けております保母配置の最低基準に対して、「保母にとつて相当厳しい負担が付加されているものと推察される」という判断を示しております。そしてまた、保母の作業内容及び作業姿勢の多様性を認めまして、「保母の業務は、上下肢及び腰部に対する付加は相当なものである」という評価をしております。そして、休憩がとりがたい状態にも置かれておる。何しろ、相手も物体ではなくて生きた子供でありますから、休憩も機械的にはとれない。あるいはまた生体なども、保母の補充の困難性、つまり臨時保母の困難性などからむずかしいというふうな状況などを認めまして、保育労働一般の過重性を認めておるのであります。

そういう点からしましても、保母さんが上肢を主に使う職業ではないから頸肩腕症とは、職業的な疾病とはいへないといふことだけでは、現実の事態の解釈はつかないものであります。こういう実態があるわけでありまして、頸肩腕症及び腰痛症あるいは背痛症であります。とにかく単一の職種としては異常な高さの統計が出ておるわけでありまして、その実態を見てこれに対する適切な対応をしようというところが絶対に必要であると思ひます。その点についてはどうでございますか。

それから大臣には、先ほどの保留されておりますお答えを一緒にお答え願ひたいと思ひます。

○林説明員 お答えします。

先生がいまおっしゃられました調査については、私もまだ内容を承知しておりませんが、資料の提出があれば、何らか今後の検討の参考資料になると思ひますので、検討してみたいと思ひます。

討いたしました。特に相当程度の労働付加によつて、請求人自身が持つていた既往症を著しく増悪させた結果発症したものという判断を下しております。この点については、原処分庁である監督署長の事実判断の誤りということから、取り消しの裁決が行われたというふうに私は承つております。

○世耕國務大臣 頸肩腕症とか腰痛症というのは、ざらにと言つておかしいのですが、これはよくあるもので、これが特定の職業との結びつきというのとはなかなかむずかしいのではないかと。つまり、その発生率が多いという統計上のあれからいろいろな類推をしていくことになるのでしようけれども、その医学的な結びつけ方が非常にむずかしいといふところがあると思ひます。そういうことで、問題が提起されてもなかなか解決に至らない場合が、このケースだけでなくて多いかと思ひます。そういうこともなるべく総合的にいろいろな角度から検討して、公務災害とすべきはすべきであらう、それから労災にすべきはすべきであらう、こういうふうな私どもは考へております。ですから、御指摘の点はまだいろいろ検討していく必要があると思ひます。

ただ、これは主に労働省の管轄になつてくるわけでございますが、私のいままでの経験から見ても、この結びつけがなかなかむずかしい。ですから、これを多角的に総合的に扱つて議論を重ねていく必要があると思ひます。

それから、こういうことに対する制度を改革しようといふことでございます。公務員の場合のこの点に対する改革というのはなかなかむずかしいのですが、私は、やはり第一段階としては、その審査に当たる代表者の数をできるだけふやして公正さを期して、その結論をなるべく簡潔、迅速に出していく、こういう方向に今後ますます検討を進めていくべきであらうと思ひます。

○三谷委員 時間が来て皆さんに御迷惑をおかけ

しますから、最後に要望だけしておきます。

いま大臣のおっしゃった点は、非常に重要な改善の目標だと私は思います。まず、自治省がこの実態の把握をもう少しやってほしい。状況をよく把握しておりませんというふうなことは、地方公務員の災害問題を扱う場所としては非常に不十分でありますから、もっと能動的に実態の把握に努めてもらうこと、そしてその原因等について分析してもらうこと、それから認定をもっと迅速にやってほしい。私がここに持っておりますのを見ましても、一年九月と一年三月月とかいうのが少なからずあります。ひどいのは四年、五年というのがあります。そういうことでは救済制度の意味をなしませんから迅速にやってもらい。これは基金を指導してもらいが必要でありますし、あるいは基金の制度等につきましても、改善すべき点があれば改善をするということが必要だと思えます。

それから、形式的な基準はこれを改めてほしい。いまの厚生省の設置基準に合っているか合っていないか、それが病気が発生する根拠か根拠でないか、そんなばかげた基準はあるものじやありませんから、こういう不十分な点については是正するように指導をお願いしたいと思えます。それについて一言。

○大崎政府委員 適正な認定がなされるように総合的な判断をするようにということが一つと、それからお話のように迅速、適切な認定がなされますことを私もとしても指導してまいりたい。また、勤務の実態と申しますか、そういうものにつきましても、当然地方公務員の健康、執務環境といったものに関係をいたすわけでございまして、これにつきましても、各地方公共団体についての指導を行ってまいりたいと思えます。

○三谷委員 終わります。

○中山委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中山委員長 この際、本案に対し、自由民主党を代表して工藤巖君より修正案が、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党を代表して佐藤敬治君外三名より修正案が、それぞれ提出されております。

両修正案の提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。工藤巖君。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額等の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○工藤委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本修正案は、委員各位に配付されておりましたとおりであります。政府原案では、「昭和五十七年五月一日」あるいは「昭和五十七年四月一日」と定められております施行期日等につきまして、すでにその日が経過しておりますので、これらを「公布の日」に定めるとともに、これに伴いまして所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上が修正案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ、御賛成くださいますようお願いいたします。(拍手)

○中山委員長 次に、佐藤敬治君。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額等の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額等の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案について、共同提案者である日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党を代表して、その提案理由及び概要を御説明いたします。

今回の政府による改正案は、恩給法等の改正内容に準じて共済年金受給者の年金額を引き上げ、処遇の一層の充実を図るとしておりますが、年金改定の実施時期は例年より一カ月繰り下げて五月からとされております。

周知のとおり、共済年金改定の実施時期は昭和四十八年度の十月から順次改善され、五十二年以降は四月実施が定着してきております。四月実施でも、年金受給者にとっては現職者の給与改定と比べますと、一年おくれで改善されているのが実情なのであります。それをさらに一カ月おくれとせよとする政府の提案は、これまで進められてきた年金充実にほかならないのであります。

現在の年金受給者は、昭和五十五年未現在で約七十四万人でありますけれども、これらの方々にとっては処遇の改善どころか福祉の後退となるのであります。

高齢化社会を迎えるに当たっては、年金の充実が欠かせませんが、今回の措置はそれに逆行し、老人の生活を不安にさせるものであります。かかる福祉の後退を行うべきではありません。私たちは、このような立場から共同して修正案を提出するものであります。

修正案の案文はお手元に配付してありますが、その内容は、年金改定の実施時期の五月を一カ月繰り上げ、例年どおり四月から実施しようとするものであります。

以上が修正案提出の理由及び内容でございます。委員各位におかれましては、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。(拍手)

○中山委員長 以上で両修正案についての趣旨の説明は終わりました。

説明は終わりました。

○中山委員長 これより原案及びこれに対する両修正案を一括して討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額等の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、佐藤敬治君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中山委員長 起立少数。よって、佐藤敬治君外三名提出の修正案は否決されました。

次に、工藤巖君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中山委員長 起立多数。よって、工藤巖君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中山委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○中山委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合を代表して工藤巖君外五名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。工藤巖君。

○工藤委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日

後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する
施行法（次項において「改正後の施行法」とい
う。）を「改正後の施行法」に、「昭和五十七年四
月三十日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、
「同年五月分」を「同年四月分」に改め、同条第
二項中「同年五月分」を「同年四月分」に改める。

昭和五十七年五月二十二日印刷

昭和五十七年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W